

地名 散歩

第8回 それぞれ事情がある飛地

財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

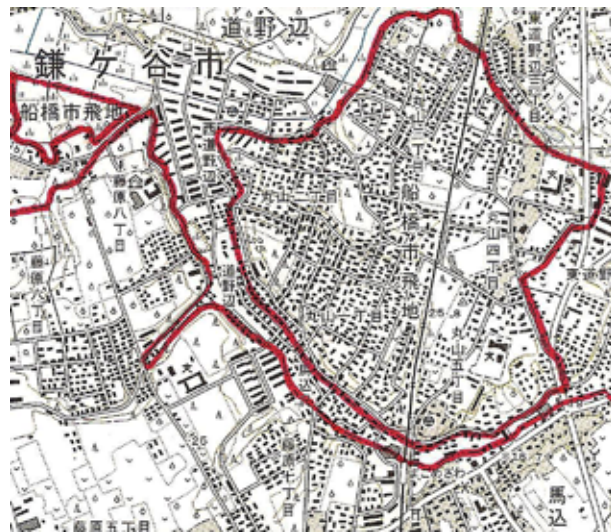
行政区画にしばしば存在する「飛地」。『広辞苑』(第三版)には「①(「飛知」とも書く)近世、城付きの領地に対して遠隔地に分散している知行地。②同じ行政区画に属するが、他にとび離れて存在する土地」とある。

このうち①は論功行賞などで領地として与えられたり、江戸の屋敷を維持するための材木や農産物を供給するために持っている土地などがある。たとえば現在東京都になっている多摩郡内にも前橋藩や彦根藩など遠隔地に本拠地をもつ藩の領地がまだらに存在していた。世田谷区や狛江市に滋賀県の飛地がある状態を想像するようなもので、何やら不思議な感覚になる。これらは明治4年(1871)の廃藩置県で機械的に前橋県や彦根県などに置き換えられ、たとえば今は京王線の沿線である八幡山村は、彦根藩領だったのでそのまま彦根県(後の滋賀県)となった。しかしこんな「幕藩体制下の遺制」が残っていたら近代行政の

妨げになるのは当然で、これら遠隔地の飛地は翌明治5年までには解消されている。

現在も存在し続けているのが②の飛地だ。その「不便」に応じて境界変更して解消されることもあるが、数え上げたらキリがないほど全国各地に多く分布している。

まず県の飛地として最も有名なのが和歌山県の北山村。この村は三重県熊野市と奈良県十津川村・下北山村に挟まれていて、和歌山県の本体とは接していない。もとは熊野市側と同じく紀伊国の牟婁郡むろに属していたが、同郡の東部が明治11年(1878)に度会県わたらい(現在の三重県の一部)に所属することになった際にも北山村のエリアだけが和歌山県にとどまったため、この時から県の飛地となった。その理由は木材を通じて新宮との結びつきが強かったからとされる。都府県の飛地は他にも小規模なものはいくつもがあるが、全域が飛地なのは北山村だけだ。



鎌ヶ谷市の中にある船橋市の飛地・丸山
1:25,000地形図「船橋」平成19年更新
*市の境界を赤線で補った

小さなものでは、東京都練馬区にもある。埼玉県新座市内にある東西60 m、南北30 mほどの飛地(西大泉町1179番地)で、「本体」である西大泉六丁目からはわずか55 m離れているだけ。6世帯がこのミニ飛地に所属しているが、本体に近いのでゴミ収集や学区などは練馬で問題ないらしい。郵便番号も178-0066と練馬区の扱いになっている。ただしこの番号は町名が違うため西大泉の178-0065とは1番違い。

なぜここだけ旧来の西大泉「町」として残ったかといえば、このエリアが埼玉県新座市に編入される方針が昭和49年(1974)には決まったにもかかわらず、住民全員の同意が得られないので当分は存続ということになり、そのため住居表示の実施が見送られたという事情のようだ。だいぶ前の話だが、平成7年(1995)に筆者が当地の住民から聞き取ったところによれば地価も新座市側より2割方高いそうだし、編入は容易ではなさそうだ。

図に掲げたのは鎌ヶ谷市の中にある船橋市の飛地で、ここは練馬区の飛地よりはるかに広く、11,975人(平成21年2月1日現在)が住んでいる。鎌ヶ谷市の「細い手」のような道野辺のエリアが丸山を抱えているような形だが、なぜこのような形になったのだろうか。

謎を解く鍵は地形で、丸山が下総台地、道野辺がそれを浸食した川沿いの低地である。丸山の台地はかつて山林で、江戸初期の延宝年間(1673～81)に本行徳村(現市川市)の徳田与左衛門が請負って新田開発を行い、それが丸山新田となった(畑)。明治22年(1889)の町村制施行では法典村に所属してその大字丸山となったが、その後昭和15年(1940)に船橋市に編入されて現在に至っている。一方

で「細い手」の鎌ヶ谷市側は道野辺村の大柏川と二和川に沿った水田として古くから開かれていた。明治町村制では鎌ヶ谷村に所属し、それが現在の鎌ヶ谷市に至っている。「細い手」の最も狭い部分はずか42 mほどで、歩いても数十秒。

このように市境が地形分類の境界にほぼ一致している例は珍しいが、新田開発で台地に新たに村を開くことは全国各地で行われ、いろいろな都合によってしばしば境界が錯雑することは多い。各地の飛地を観察してみると、小規模な飛地が多い地域は大きな河川の氾濫原や、近世まで開発の手が及ばなかった台地上に目立つ。

完全に他の自治体の中に抱えられた「飛地」ではないものの、事実上の飛地がしばしば見られるのが川沿いである。河川改修工事で河道が変更されたにもかかわらず境界が昔のままである場合だ。常磐線の利根川橋梁の右岸東側にある茨城県取手市の小堀地区(大字小堀、大字取手字西野)は利根川とその旧河道である古利根沼に挟まれたところで、周囲は千葉県我孫子市だ。かつての利根川はこの沼を通過して蛇行していたため取手の側の左岸にあったのだが、明治末からの改修工事で現在の河道に変わったため右岸に転じた。取手市街へ陸路で行くには一旦我孫子市側に出て大利根橋を渡る必要があるが、小堀地区から取手市街への近道として今どき珍しい市営の渡船が運航されている。もともと陸続きであったため、補償の意味合いで住民は無料で利用できるという(一般は片道100円)。小堀を「おおほり」と読むのは珍しいが、堤防が決壊してできた沼地を「オッポリ」と呼んだのが由来という説もあり、飛地を運命づけられたような地名かもしれない。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本国際地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(財)日本地図センター客員研究員、日本国際地図学会評議員

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 670
2012 November



表紙写真
「足音」

第27回写真コンクール銅賞
濱田 眞行 ● 三重会

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一

第7回 刑法と不動産のかかわり

信州大学経済学部経済システム法学科 准教授 丸橋 昌太郎

07 FIGワーキングウィーク

東日本大震災特別セッションにおける日本からの報告

第1回 FIGローマ大会東日本大震災特別セッション報告

日本測量協会 会長 村井 俊治

10 不動産登記法第14条地図作成業務の報告

山口県土地家屋調査士会 土地家屋調査士 上原 英治

14 我が会の会員自慢 VOL.10

石川会/香川会

17 社員の欠乏による土地家屋調査士法人の解散と清算について

(土地家屋調査士法人の清算人として経験をしたこと)

山口県土地家屋調査士会会員 瀬口 潤二

24 東京スカイツリー®の調査測量と登記について

東京土地家屋調査士会 台東支部 支部長 大瀧 善雄

26 中津市「職人フェスティバル」への参加

大分県土地家屋調査士会 是永 幾一郎

27 ちょうさし俳壇

28 完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 佐賀

30 会長レポート

32 土地家屋調査士の本棚

3.11大震災の記録

中央省庁・被災自治体・各士業等の対応

33 公嘱協会情報 Vol.98

34 国民年金基金から

36 会務日誌

38 復興大臣表敬訪問

38 Yahoo! ニュースへの広告掲載及び

土地家屋調査士の日特設ページについて(報告)

39 土地家屋調査士名簿の登録関係

40 土地家屋調査士新人研修修了者

関東ブロック

41 第8回土地家屋調査士特別研修の開催について

42 ネットワーク50

鹿児島会

43 編集後記

巻末付録

日本土地家屋調査士会連合会特定認認局

電子証明書

知っておきたい! ICカードのアレやコレ

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第7回 刑法と不動産のかかわり

信州大学経済学部経済システム法学科 准教授 丸橋 昌太郎

一 紛争解決と刑法

刑法は、国家と私人との関係を規律するものであるから、私人間の紛争とは関係がない、と思っている人も少なくないであろう。しかし、それは全くの誤解である。確かに、刑法は、国家が私人の生命や自由、財産を強制的に制約しようとするものであるから、国家と私人の関係を規律する法分野である。しかし、現実には刑法が私人間の紛争解決に果たしている役割は小さくない。

たとえば、あなた自身の500万円相当の愛車が見知らぬ男Xに十円硬貨で傷つけられたとしよう。もちろん、民法上、あなたは、Xに対して、不法行為にもとづいて、損害賠償を請求することができる。

しかし、実際は、そううまくはいかない。まず平穩に暮らすあなたは、傷ついた自身の愛車を見て、自身も傷つくことは明らかであるが、誰が傷つけたのかわからないであろう。もちろん何の目的で、どのような手段で傷つけたのかも。

犯人に心当たりがある場合は、より一層深刻な紛争であるに違いないが、仮に、心当たりがあり、Xに違いないと思ったとしても、Xが「僕はやってない」と否認した場合、あなたはXがやったということを証明しなければならない。これもまた困難な問題である。さらに、仮に、首尾よく全部進んで民事訴訟で勝訴判決を得られたとしても、Xに財産がなければ、損害賠償額を強制的に回収することはできないのである。つまり民事訴訟は、私的自治の限界もあり、最終的な実効性が担保されていないのである。

そして、回収することができないばかりか、弁護士にお願いした費用、これに費やした自身の時間は、想像を絶するほど大きな損害となって襲いかかってくるであろう。「訴訟は紛争解決の終着点であるというよりも、それへの一里塚であり道程である」(井上治典「民事訴訟の役割」『民事手続論』(有斐閣、

1993年))と評されるように、境界線紛争も含めて、民事訴訟は、紛争解決の一つの手段であって、民事訴訟だけですべての紛争を解決することが難しい場合が多々あるのである。これは民事法の限界ともいえるであろう。

このような場合においても、刑事法は、有効に作用する場合がある。たとえば、先の例のように、誰が行ったかわからない場合であっても、一定の条件が整えば、国家権力を有する捜査のプロフェッショナルが証拠を収集し、場合によっては犯人まで捕まえてくれる。また、捜査官は、犯人を一方的に取り調べて、なぜこのようなことをしたのか、反省しているのか、といったことまで丁寧な調書をとってくれる(やりすぎが時として問題となるが)。そして、私人間の紛争解決にとって何よりも大きいのは、検察官の起訴判断や、裁判所の量刑判断において、被害者との関係が重視されている点である。検察官が起訴するにしても、裁判所が量刑を判断するにしても、被害者の宥恕(「被害者のお許し」)があるか、被害弁償が済んでいるか、被害弁償は済んでいなくても少なくとも示談は成立しているか、などがかなり重視されている。財産犯は、常習の場合は別にしても、被害弁償が済んでいれば、起訴猶予になる可能性も低くない。そのため、Xは、起訴猶予、あるいは自分の刑を少しでも軽くしようと、親に借金してでも被害弁償をして、被害者の宥恕を得ようとする行動に出るのである。このように刑事法は、国家刑罰権、捜査権を実効性の担保として、私人間の紛争解決を促進している機能も有しているのである。

もちろん刑事法にも限界はある。一つはどれだけ捜査を尽くしても犯人が誰かわからない、あるいは誰かわかっても捕まえられない場合がある。もう一つは刑事法は、国家刑罰権の発動要件たる犯罪が成立しなければ、一切利用することはできない。ただ、逆に、犯罪が成立する場合には、紛争を解決する強

力な手段となりうるのである。その意味では、不動産に係る犯罪類型を知っておくことは、土地家屋調査士の皆さんにとって、有益であると思われる。そこで、以下では、特に、一般刑法典に規定される不動産侵奪罪、境界毀損罪、公正証書原本不実記載罪について取り上げたい(境界毀損罪については、山野目章夫「地籍学の法的側面・技術的側面について(第5回、第6回)」本誌660号、661号において詳しく検討されている。ここでは実務上の紛争解決という側面から取り上げる)。

なお、現在、刑事裁判の公判調書に記載された示談等は、被害者等保護法により、裁判上の和解と同じ効力を持つことになった。また殺人や強盗などの一定の犯罪については、同法により、刑事裁判の資料を利用した損害賠償命令制度も整備されている。

二 刑法と不動産のかかわり

1 不動産侵奪罪及び境界毀損罪

(1) 昭和35年改正

戦後の混乱期には、不動産の不法占拠が横行した。その手法は、周到な準備をしたうえで、裁判所による仮処分命令等の対応が困難な土曜から月曜の朝にかけて、瞬く間にバラック等を建て、既成事実を作り上げるといったものであった(詳しくは高橋勝好「不動産侵奪罪と境界毀損罪」法曹時報12巻677頁・681頁以下参照)。このような不法占拠に対する民事的な解決は、その40%以上が3年以上の時間を要するなど、多くの時間と費用がかかり、さらに解決条件も被害者にとって有利ではなかったといわれている。このため、地権者も実力を用いて権利行使をしようとするなど、不法占拠に起因する刑事事件も多く見られた。たとえば、有名なものとして、梅田村事件(大阪高判昭和31年12月11日高刑特報3巻24号1214頁)がある。同事件は、不法占拠者らが他人の土地に一夜にして建てたバラックに対して、地権者(被告人)らが実力を用いて当該バラックを壊したというものである。大阪高裁は、この事案について、地権者らの正当防衛を認めて無罪としたのであるが、注目すべきは、法の不備を指摘している点である。すなわち、同判決は、「本件バラックを即刻撤去しなければ爾後他人がそれを使用し、或はそれを補強改修して愈々土地所有者の権利回復は困難となる事情にあつたのであるから、Aの侵害行為

に対しては被告人等は即刻に自己の権利防衛の処置を執るよりほかなかつたのである。原判決の論ずるように早晩仮処分等による救済の方法がないことはないにしても、それらによる救済だけでは不十分であり、必ずしもこれに頼らなければならないとはいえない」と判示している。

これらの「法の不備」に刑事法的に対処するために、昭和35年に新設されたものが、不動産侵奪罪(刑法235条の2)、境界毀損罪(刑法262条の2)である。

(2) 不動産侵奪罪

かつては、窃盗罪(刑法235条)の財物に不動産が含まれるとする学説も有力に主張されていた。ただ、実務では、傍論において消極に解する判例(大判明治36年5月21日刑録9輯874頁など)があったため、不動産の不法侵害行為が窃盗罪として起訴されることは一例もなかったといわれる。不動産侵奪罪は、この法の不備を立法的に解決したものである。これにより不動産の新たな不法占拠に対しては、犯罪として国家刑罰権を発動することができることとなった。

不動産侵奪罪は、他人の不動産を侵奪した場合に成立する(刑法235条の2)。不動産は、原則として民法の規定に従って判断されるが、他人が事実上支配しているものに限られる。事実上の支配は、権原の有無を問わないため、梅田村事件のように、不法占拠を奪還する場合も成立しうる。これは自力救済を原則として禁止する理念の表れである。本罪の創設により、自力救済が許容される余地は、梅田村事件よりも狭くなったといえるであろう。

侵奪したといえるかどうかは、最判平成12年12月15日刑集54巻9号923頁によれば、「具体的事案に応じて、不動産の種類、占有侵害の方法、態様、占有期間の長短、原状回復の難易、占有排除及び占有設定の意思の強弱、相手方に与えた損害の有無などを総合的に判断し、社会通念に従って決定すべき」とされる。

実務上、侵奪が認められた例は、地上建物の賃借権及びこれに付随する本件土地の利用権を有する者が、その利用権限を超えて地上に大量の廃棄物を堆積させ、容易に原状回復をすることができないようにする行為(最決平成11年12月9日刑集53巻9号1117頁)、隣接する他人所有の山林を取り込み、自己所有の畑を宅地造成する行為(福岡高判昭和62年12月8日判時1265号157頁)、県知事が管理する国有溜池の東側堤防沿いの部分に土砂を投棄して埋立

工事を行い、宅地約7,000平方メートルを造成する行為(高松地判昭和46年8月17日刑事裁判月報3巻8号1115頁)、所有権者の黙認のもと、トタンで囲いをして、建築資材置場として利用していた者が、トタンが倒壊後に、所有権者の中止の要請があったにもかかわらず、コンクリートブロック塀に天井をトタン張りにした倉庫を築造する行為(最決昭和42年11月2日刑集21巻9号1179頁)などがある。

また境界線を動かして自己の敷地内に他人の土地を取り囲む行為も侵奪に当たるとされる(大塚仁ほか『大コンメンタル刑法2版』[河上和雄=高部道彦]316頁)。この場合、境界線毀損罪とあわせて、一罪(牽連犯)として処理される(法定刑は、刑法54条による)。

不動産侵奪罪は、「土曜建築」の類の紛争に、刑事的な介入を可能とするものであり、不法占拠者に対して不動産の原状回復をさせる強力な手段となる。もっとも本罪の成立により、「土曜建築」そのものがみられなくなった。その意味では、不動産侵奪罪は、不動産に係る紛争解決を未然に防ぐものといえるであろう。

(3)境界毀損罪

境界毀損罪は、旧刑法には存在した(旧刑法420条)ものの、現行刑法典の立法者は、境界毀損行為を器物損壊罪に内包されると考えたため、現行刑法典には引き継がれなかった。確かに、境界毀損行為は、器物損壊罪に該当するものが多いが、器物損壊罪は、他人の物でなければ成立しないため、たとえば無主物が境界の目印になっている場合には成立せず、また境界の毀損をただちに土地の損壊と評価することも困難であった。境界毀損罪は、この法の不備に対応するべく作られたものである。

不動産侵奪罪は、不動産の価値を利用する罪であるのに対して、境界毀損罪は、不動産の価値を破壊する罪と位置付けられる。境界標は、一般に器物損壊罪が対象とする物よりも、重要な意味を有することから、法定刑も、器物損壊罪(3年以下の懲役又は30万円以下の罰金)よりも重い(5年以下の懲役又は50万円以下の罰金)。

境界毀損罪は、境界標を損壊する等の方法により、土地の境界を認識することができなくすることで成立する。境界標は、人工物でも自然物でもよく、また他人の物であることを要しない。たとえば標識、工作物、立ち木などでもよく、一時的なものでも本

罪の対象となる。裁判例では、境界を画する役目を果たしていた自然石を掘り起こし、その場から除去した行為について、同罪の成立を認めたものもある(東京高判昭和61年3月31日判例タイムズ618号178頁)。土地の境界を認識不能としなければ本罪は成立しない。判例は、境界標として設置されていた有刺鉄線張りの丸太32本を根元から鋸で切り倒し、境界標を損壊したものの、その丸太の根元が有刺鉄線をつけたまま地上に残っており、それにより境界線の認識が可能であった場合について、境界毀損罪の成立を否定している(最判昭和43年6月28日刑集22巻6号569頁)。

土地の境界は、いわゆる所有権界に近い。ただし、権利は、物件に限らず、賃借権などの債権でもよい。土地の境界は、実務上、「法律上あるべき境界ではなく、事実上ある境界を意味し、したがって古くから一般に承認されてきた境界は法律上あるべき境界と一致していなくても同条によつて保護される」(前出・東京高判昭和61年3月31日)と解されている。

損壊の方法は、境界の損壊のほか、移動、除去、その他の方法も含まれる。その他の方法は、移動、除去に準ずるものでなくてはならない。たとえば境界を示す図面を燃やしたり、境界線を知る人物を殺害したりしても本罪は成立しない。境界として機能している川の流れを変えたりすることがこれにあたりとされる。

不動産侵奪罪は、民事的解決に関する法の不備を直接補うものであるが、境界毀損罪は、民事的解決の前提を確保するという性格が強い。本罪は、境界標を故意に動かすといった紛争を抑制するとともに、境界線をめぐる争いが、境界標の位置を争い、一方当事者が故意に境界標を動かしたと疑われるような場合において、強力に機能することが期待できる。

2 公正証書(登記簿)不実記載罪

刑法には、不動産侵奪罪と、境界毀損罪のほかに、不動産に関係するものとして公正証書原本不実記載罪(刑法157条)がある。

本罪は、私人の申告、申請に基づき作成される公正証書等の重要な証明力を有する公文書について、作成権限のある公務員に対して虚偽の申立てをして不実の記載をさせることを処罰するものである。平成7年の改正により、本罪の例示として登記簿が加えられており、また判例上、土地台帳も本罪の対象とする公正証書に該当するとされる(大判大正11年

12月22日大審院刑事判例集1巻828頁)。その意味で、本罪も不動産とかかわりをもつものである。

周知の通り、不動産登記は、不動産取引において重要な役割を果たしている。登記官は、表示に関する登記については実質的な審査をする権限を有している(不動産登記法29条)ものの、権利に関する登記は通常形式審査しか行われない。したがって、その内容的証明力を担保するために、本罪は機能しているのである。

虚偽の申立てとは、真実に反して、存在しない事実を存在するとし、または存在する事実を存在しないとして、申立てすることである(大判明治43年8月16日刑録16輯1457頁)。不実の記載とは、権利義務関係に重要な意味を持つ点において客観的な真実に反することとされる。ただし、判例上、真実の権利者が、自己の名義に変更した場合であっても、変更前の登記名義人の承諾を得ることなく、自己に売り渡しを受けた等の虚偽の申立てをした場合には、本罪が成立する(最決昭和35年1月11日刑集14巻1号1頁)。測量図の関係では、弁護士と土地家屋調査士

が共謀して、虚偽の測量図を作成して土地分筆申告書を提出して、登記官をして、虚偽の地積を記載させたものがある(最判昭和36年3月30日刑集15巻3号605頁。なお、虚偽の測量をした点については別に土地家屋調査士法上の犯罪を構成する)。

本罪も、境界毀損罪と同様に、民事的解決の前提を確保するものといえよう。

三 むすび

以上のように、刑法と不動産のかかわりをみてきたが、刑法は、私人間の紛争を未然に防止し、あるいは、紛争が起こった場合には強力な手段として機能するという点で、私人間の紛争解決と密接にかかわっていると見えよう。

参考文献

大塚ほか『大コンメンタール刑法(第2版)』第8巻、第12巻



私の研究室から500メートルほどの距離にある
「土地家屋調査士制度発祥の地」碑(丸橋撮影)

FIGワーキングウィーク

東日本大震災特別セッションにおける日本からの報告

第1回 FIGローマ大会東日本大震災特別セッション報告

日本測量協会 会長 村井 俊治

はじめに

平成24年5月7日、ローマで開催された国際測量者連盟(FIG)の大会において「東日本大震災」特別セッションが行われ、日本人6人が発表を行った。この特別セッションは、日本測量者連盟(JFS)の西修二郎事務局長がFIG会長のTeo Chee Hai氏(マレーシア)に交渉をして実現したものである。今までFIGの会議においては日本人の発表は1、2名程度しかなかったもので、今回は大変注目を浴びた。セッションのテーマも外国人の記憶に残っている災害なので、満席の聴衆が来てくれた(写真1参照)。筆者は、古今書院から「東日本大震災の教訓～津波から助かった人の話」の本を出版したことから、またJFSの会長をしている関係で、発表のトップバッターを務めた(写真2参照)。



写真1 特別セッション会場



写真2 発表をしている筆者

1. 日本人の発表

日本人6人の発表者(橙色)名と英文タイトルは次のとおりである。

- ・ **Shunji Murai** : Lessons from East Japan Earthquake and Tsunami
- ・ **Toru Nagayama**, Kazuo Inaba, Tamotsu Hayashi and Hiroyuki Nakai : How the National Mapping Organization of Japan Responded to the Great East Japan Earthquake?
- ・ **Yoshikawa Kazuo**, Okajima Yuuki and Takagishi Susumu : Disaster Monitoring Using Remote Sensing for the Great East Japan Earthquake
- ・ **Atsushi Yamagiwa**, Yohei Hiyama, Toshihiro Yahagi, Hiroshi Yurai and Tetsuro Imakiire : Revision of the Results of Control Points After the 2011 off the Pacific Coast of Tohoku Earthquake
- ・ **Koichi Hirata** : Activity of the GIS Volunteer in the East Japan Great Earthquake Disaster
- ・ Ichizo Sekine and **Masatake Nanjo** : Readjustment of the Cadastral Map in the East Japan Earthquake Disaster Area

2. 東日本大震災の教訓～イントロ

筆者は標記のタイトルで発表を行った。90分のセッションに6人の発表であるから発表時間は一人わずか15分である。最初に、津波のビデオを見せた(写真3参照)。大体は外国人でもテレビで津波の動画は見ているが、改めてビデオを見たせいか息を飲んでいる感じがした。英語での発表は、十分慣れているので、特別セッションを企画してくれたことに対して、手短にお礼を述べた。というのもFIGのTeo会長も来てくれたからである。国際写真測量・リモートセンシング学会(ISPRS)会長のOrhan Altan氏(トルコ)も来ていた。

最初に今回の震災の地震がいかに大きな震源域を



写真3 津波のビデオ画像

有しており、海底および地上でそれぞれ24 mおよび5.3 mの地殻変動があったスライドを見せた。筆者が関連しているCSP ジャパンという会社が行った地震予測の結果を見せた。地震5週間前から明らかに前兆現象が見られたもので、地震の予測はできていたが公表をしなかったことを伝えた。次に港湾空港技術研究所が設置したGPSの波浪計が捉えた津波の波形を見せた。6時間にわたって7波も繰り返した津波のグラフを見せた。釜石の沖合15 kmに設置された波浪計1基のみが記録を残してくれたもので貴重な記録である。おそらく世界で初めての津波の波形記録であろう。第1波は沖合で6.6 mであったから海岸に到達したときは3倍の約20 mになったはずである。将来日本で起きうる地震の規模を想定するのに、発掘による地層から過去の巨大津波の堆積層をみる方法が注目されている。発掘の地層の例を見せて、日本では約千年に一度の割合で巨大津波が来ることを紹介した。

3. 東日本大震災の教訓 ～被害の例と復興計画の紹介

上記のイントロで持ち時間の半分を使ったので、次に簡単に被害の例と復興計画の例を紹介した。

最も印象的で奇跡的だったのは、石巻市の80才のおばあさんと16才の孫息子が9日ぶりに救助された事件であろう。2階部分がちぎれて流され、9日も救助されなかったのだが、家は約100 m流され

ていた。グーグルアースでこの家を調べると、元あった家の場所は、日和山公園の高台から100 mも離れていないことを衛星画像で見せた(写真4参照)。閉じ込められた2階に台所があり冷蔵庫の水や食料があったことが幸いしたのだが、地震直後にすぐ近くの高台に逃げれば問題はなかったことを示した。

今回の地震・津波の大震災で象徴的な被害の一つは、明治津波および昭和津波で壊滅的な被害を受けた教訓から街全体を高さ10 m、総延長2.4 kmのコンクリートの防潮堤で守ろうとした宮古市田老地区が想定外にも防潮堤が破壊され、街全体が浸水したことであろう。幸いに死者・行方不明者は200人程度ですんだが、助かった者は高台に避難したのであった。防潮堤のハードに依存できないことが明らかになった。10 mのコンクリートの堤防が破壊されることを想定した者はいなかった。幸い2008年に田老地区が作成したハザードマップでは、明治津波の規模の津波がくれば街は浸水すると色塗りされていた。ハザードマップには13箇所の高台の避難所が指定されており、今回はこれが役に立った結果となった。問題は、将来田老地区はどうするかである。過去のように再び膨大な予算を使って防潮堤を建設するのか、住宅地を高台移転するのか、または折衷案にするかである。田老地区の復興計画案を示して、住宅地区および公共施設地区は高台移転を計画し、漁業産業は海岸近くに配置する案を紹介した。



写真4 津波で流された家

4. 東日本大震災の教訓 ～福島原発事故の後処理

ヨーロッパには津波はほとんどないことから、今回の東日本大震災では、福島原発の事故に大きな関心が集まった。日本人としても重大な心配ごとである。発表で福島原発の事故に触れないわけにはいかない。3号機が水素爆発を起こした時のスライドをみせ、専門家でさえ爆発を想定できなかっただけでなく、これがメルトダウンを誘発したことを最初は認めなかったほど、対策ができていなかったことを述べた。そして大量の放射能が30 km 県内どころか、250 km 離れた東京でさえ一時は汚染されたことを放射能の分布を示したスライドで説明をした(写真5参照)。一部の産業寄りの者を除いて、国民の大半は原発反対をしていることを伝えた。

おわりに

発表時間が15分であり、19枚のパワーポイントのスライドしか用意しなかった。普通1枚のスライドで1分が標準であるから19枚でも多い。筆者は英語での発表に慣れているのでできたが、英語が不得意な者は13枚ぐらいにしなければ消化できない。

結論として次の二つを述べた。一つ目は、今回の大震災を分析し、反省をして将来起きうる災害への教訓を引き出すことが重要である、というコメントである。二つ目は、今回の大震災では地理空間情報技術が大変に有用であったことを述べて締めくくった。

地理空間情報分野で国際的な学術団体は、国際測量者連盟 (FIG)、国際写真測量・リモートセンシング学会 (ISPRS) および国際地図学会 (ICA) の3団体がある。ISPRSを除いてFIGおよびICAでは日本からの発表は極めて少ない。今回特別にセッションを作ってもらったこともあるが、今後は日本から積極的に発表をしていく必要がある。



写真5 放射能汚染

不動産登記法第14条地図作成業務の報告

山口県土地家屋調査士会 土地家屋調査士 上原 英治

山口県の宇部市で行われた「平成22年度・23年度登記所備付地図作成作業」において、作業機関(公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会)の作業責任者の立場から、この作業の概要と感想について報告いたします。

法務省が実施機関となる「不動産登記法第14条地図作成作業(以下「法第14条地図作成作業」という。)」と市町村などが主体となる「地籍調査事業」は、双方とも地図作成を目的とした業務ですが、表示に関する登記手続の専門家である土地家屋調査士が関わる「法第14条地図作成作業」は、明らかに作業目標が異なっていることを再確認しておきたいと思えます。

私たちは、今回の作業において、「筆界未定地を発生させない」「全筆界点に永久境界標識を設置する」ということを二大目標として取り組みました。

土地家屋調査士が、地図作成作業の中心となって携わることは、その成果である「不動産登記法第14条第1項に規定する地図」が、登記手続の根幹となるもので、国民生活の様々な場面で活用される登記制度の信頼をこれまで以上に高めることになると信じています。

また、この報告を読まれた地図作成作業の経験のある全国の多くの土地家屋調査士諸氏には、この経験が共通の認識として定着していることを再確認されるきっかけになればと思えますし、初めて地図作成作業に携わられる諸氏にあっては、今後の作業の参考になれば幸いです。

なお、市町村などが主体となる地籍調査事業の一筆地調査にも、筆界の専門家である土地家屋調査士が深く携わるべきで、今後、「法第14条地図作成作業」を経験した多くの専門家の知見を市町村でも、どしどし活用していただきたいと思えます。

【実施地区の位置と既存図面の種類】

実施地区は、山口県宇部市琴芝町1丁目、2丁目、同市寿町1丁目、2丁目、3丁目、同市常盤町1丁目、2丁目の一部(0.488 km²)です。

この地区は、市役所・県合同庁舎・裁判所等の官庁の存する市街地ですが、旧土地台帳付属地図(分

間図)区域、戦災復興の図面の区域、区画整理区域などの精度の極端に違う図面が混在する地区です。

また、都市再生街区基本調査成果「公図と現況のずれ」を示す着色地図では、ずれが30 cm以上1 m未満の部分、1 m以上10 m未満までの部分、10 m以上の地区であることを示す部分が混在しています。

【作業実施機関及び作業実績】

作業実施機関：公益社団法人山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

1年目作業：地図混乱地域実態調査、基準点測量

既存地積測量図：846枚(調査対象)

既存基準点：三角点4点、2級基準点(街区基準点)2点、3級基準点(街区基準点)11点

新設基準点：2級基準点4点(GPS観測)、3級基準点6点(TS観測)、4級基準点192点(TS観測、厳密網)

2年目作業：一筆地調査、細部測量、地図・図面作成補助基準点設置：428点

確定筆数：1394筆

筆界点数：2746点

地積測量図：1394枚

【具体的な作業の概要】

～立会・境界標設置～

全体を7区画に分け、各区画毎に2、3名の社員を配し、その1名を班長とし、事務連絡や進捗状況の報告や測量成果などの取りまとめをお願いしました。全工程に携わった社員は、18名となりました。

関係者との現地立会作業にあっては、1班あたり土地家屋調査士2名、補助者2人と、法務局の職員が1名の合計5人体制で構成しました。

立会日時は、毎週火曜日から金曜日の午前2時間と午後2時間で行えるように、立会筆数(立会人数)を申し合わせ、立会計画を作成しました。結果として、1日に3班を(3箇所)稼働させることとし、1班につき約3週間の稼働日が必要となりました。また、急に、立会要請があった場合、稼働日に該当しない班員と現地事務所の担当職員とで立会に応じるよう

にしたところ、約7週間で一次立会を終えることができました。

*立会に要した人数は、4日×7週間×3班＝84日、84日×5人＝420人の延べ人数を要したことになります。

筆界確定率100%

宇部地区は過去に4回地図作成作業を行っていますが、4回とも筆界確定率100%を達成しています。我々土地家屋調査士は地図の中に筆界未定地が発生すると、筆界未定地に該当する地番やそれに隣接している土地を利用する時や筆界未定の解消時に、地元住民に多大な負担がかかることはよく理解しているところです。

今回も、筆界確定率100%が目標になったことは当然の帰結で、その為に地域住民の地図作成への理解と協力が必要不可欠でした。

実施機関の法務局職員と作業機関の社員である土地家屋調査士とが連携し、事前に丁寧な地元説明会を実施し、住民に強く訴えました。同時に、社員同士でもこのことを念頭に、情報交換を密にして共通認識を持ち立会した結果、今回も胸を張って言える成果を得ることができました。

83.6%の境界標設置率とほぼ100%の筆界点の明示率

山口県の土地家屋調査士の共通認識として、「地図の精度と現地の安定を保ちながら維持管理していくためには、明示された筆界が現地にあること」としており、できるだけ多くの不動産登記規則第77条第1項第9号に規定する境界標識(以下「永久境界標識」という。)を現地に設置することを申し合わせて、作業を実施しました。よって、全筆界点2746点中、永久境界標識が2296点(83.6%)設置という結果になっています。

内訳は、既設標識 644点(コンクリート杭183点、金属プレート378点、みかげ石杭23点、プラスチック杭60点)で、新規に永久境界標識1712点(コンクリート杭16点、金属プレート1696点)を追加しました。

*プラスチック杭は、永久境界標識に分類しなかったため、永久境界標識の設置率は、83.6%となります。

残りの17.4%は、プラスチック杭、金属鋳、鉄筋、ペンキ等、永久境界標として認定ができない境界標識ですが、ほぼ全ての筆界点にはアルミ製のナンバープレートが付けられ、地積測量図との照合

は一目瞭然となるようにしました。

以前、境界標(コンクリート杭、金属プレート)埋設作業を有償で実施したことがありました。筆界点双方の地主の調整をしながら注文依頼を取ることで、作業代金の回収等に手間がかかり、永久境界標識の設置を増やすという観点からはあまり効果的ではなかったように思います。

～測量・図面作成～

<使用できる点番及び画地番号の取決め>

測量作業に入る前に、図面や現地の筆界点の点番を取り決める必要があります。使用できる点番や画地番号を各班ごとに事前に割り振りました。点番と点名は同一にし、例えば、A班の境界点は1～1000番までを使用、B班の境界点は1001～2000番までを使用する。というように取り決め、計算点や基準点・補助基準点等の点番及び画地番号もすべて割り振りました。また、JRの用地や市道・国道境界などの長狭物のポイントは、特別に別の番号を割り当てて作成しました。

<測量ソフトと成果データファイル>

各社員が取り扱っている測量計算ソフトも、色々なものがあり、同じ種類のプログラムソフトでもバージョンが異なるために調整が必要になります。調査図素図、座標、結線等のデータは、SIMA形式とDXF形式とPDF形式で取りまとめるようお願いしました。一方、各自の測量計算ソフトで作成されるデータは、参考としてオリジナルのままで提供してもらおうこととしました。また、基本的な取り決めではありますが、座標の計算数値の桁を揃えるなど、全班的計算結果と点検計算との整合性が確保されるように努めました。

<データの受け渡し>

各班のデータに変更があった場合の処理の仕方で、過去の作業では、変更箇所の測量データを含めたすべてのデータを送ってこられる人があり、取りまとめをされる方が、また、再度すべてのデータのチェックをしなければならなかった。という報告を受けていましたので、今回は、変更した箇所のデータだけの受け渡しをすることを徹底しました。また、データのやり取りの際は、USBメモリーなどのウイルスチェックを必ず実行する必要があります。

<調査図素図>

CADデータでの提供については、参考図(サンプル)

を添えてプロットマークの大きさと形状、点名文字の高さの統一を事前に協議しました。標識の種別については、各自の使用する計算プログラムによって特色があるため、文字・数字のフォントは自由としましたが、マークで記入するように申し合わせました。

同時に、立ち会った結果、現地での筆界線が調査素図と異なることとなった場合の記入方法、分筆、合筆の書き方等の事前協議もまとめの段階で重要になります。

<現地写真作成>

関係者との現地立会は、実施区域内にある全ての境界点にポールを立て、関係する地権者には、「番号札」(球技の試合に使われていた得点表をヒントに作った物)を持っていただき写真撮影をしました。写真の画素数も、横画面で640×480程度で記録することを決めました。

「番号札」は、雨でも簡単に使え、写真の中で番号が判明できる大きさとなるよう社員間でアイデアを出し考案したもので、今回特別に作成した物です。(写真1を参照)

立会の写真を整理するファイル名は、境界点番号と同一の番号名を付し、一か所で写真が複数枚ある場合は枝番を付けて整理しました。

写真は遠景、近景の2枚1組を基本とし、近景は、現地の筆界点に貼り付けたプレートに刻印した番号と境界標識が記録できるように撮影することにしました。(写真2を参照)

<支給物資>

地図作成作業においては、境界標識の材料費や埋設費用は、積算項目に含まれていません。

境界標識は、地権者の私物という見解が定着しており、境界の管理についても各地権者自らに負担義務があります。

土地家屋調査士の立場から、「地図作成作業をきっかけとして恒久的な境界標識を埋設するよう」地権者に助言してもなかなか受け入れてもらえないのが現実です。この現実を解決することこそが、土地家屋調査士が地図作成に中核的に関与する大きな理由であることと認識し、以前より宇部地区では、作業機関に負担がかかってでも全点に境界標識を埋設することを目標に地図作成作業を実施しています。

このような姿勢が評価されてか、行政財産としての宇部市所有地との境界については、宇部市側から積極的に境界標識(金属プレート)の材料提供がありました。このような宇部市の協力姿勢に感謝するとともに、資材の提供のみならず、一方では、境界標識の埋設へかかる作業者の負担軽減への協力・支援の働きかけも必要と感じています。



写真1 今回使用した金属標識と番号札

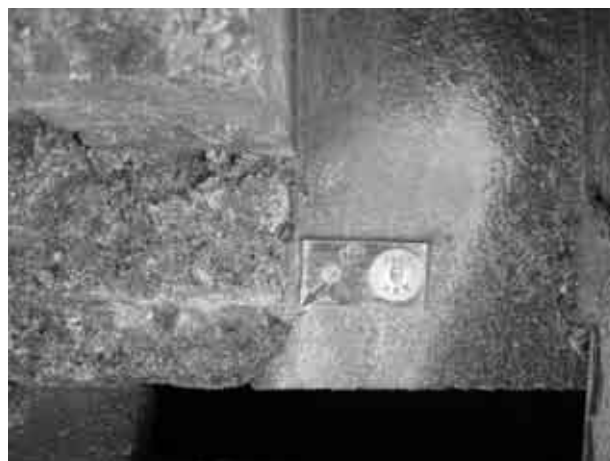


写真2
立会の遠景(1605-1)と金属プレート貼付後の近景(1605-2)

<仕様の統一>

後戻りのない作業をするためには、班長会議や全体会議等の事前打合せをすること以外にありません。しっかり話し合いをして、仕様の統一をしましょう。以上が今回の取決事項です。

【地図作成環境の変化について】

宇部市においては、今回の地図作成作業は、4回目であり、私は全ての作業に参加しておりますが、その間、急速な情報技術の改善進歩は、地図作成作業にも大きな影響を及ぼしていることがわかります。

例えば、平成5年度 不動産登記法第17条地図作成作業(宇部市大字丸河内・上梅田地区0.29 km²)においては、GPS測量の技術が発表され始めたころですし、平成15年度 不動産登記法第17条地図作成作業(宇部市大字西岐波東萩原団地地区0.059 km²)は、日本測地系から世界測地系への移行時期にあたります。

平成20年度・21年度不動産登記法第14条地図作成作業(宇部市大字際波西が丘団地地区0.430 km²)においては、「測量法(昭和24年法律第188号)第34条に規定されています作業規程準則は、公共測量作業規程を作成するための一般的な規範として、平成20年3月31日(国土交通省告示第413号)に全部の改正がされました。

そして、今回の作業(宇部市琴芝町1丁目他地区0.488 km²)においては、測量法に關係する規定の整備に対応して、法務省も法務省不動産登記法第14条第1項地図作成等基準点測量作業規程(平成14年11月25日付け国国地第1256号)を(平成21年9月10日付け国国地第358号)へと変更しています。

法務省によるこの変更の特色は、単に、国土交通省公共測量作業規程を援用する方式でなく、不動産登記法第14条地図作成等のための基準点設置作業を測量法に沿って独自に工夫されていることだと思います。

主な変更点を挙げますと、①狭義の基準点測量から通常の基準点測量へ(測量法の適用)②水準測量・GPS観測の追加とすべての具体的な作業規程が盛り込まれました。さらに、③測量法に規定する必要な届出をすることが明記され、製品仕様書を明確にしています。

また、④使用できる既知点の等級が4級基準点以上の基準点から3級以上の基準点に加えて都市再生街区基準点も使えるようになっていますし、⑤平成

14年国土交通省告示第9号に規定する世界測地系に従う直角座標を明記しています。⑥機器及び測量成果の検定を第三者機関に依頼することも明記されました。その他、⑦基準点の永久標識の規格がコンクリート柱だけでなく、硬質塩化ビニール管にコンクリートを流し込んだものも追記されています。

また、成果品の納品のためのデータ形式が、地籍フォーマット2000と法務省フォーマットどちらでもよかったものが、平成23年度の仕様書では法務省フォーマットに一本化されていますので、変換プログラムは、法務省フォーマット仕様へ切り替えておく必要があります。

さらに、平成21年9月17日付けで規定された「基準点測量作業規程(基準点測量を除く)」では、平成17年2月25日付けの不動産登記事務取扱手続準則により大幅な変更が加えられたことが盛り込まれています。なかでも重要なところは、事前に現地調査を行い、その上で筆界の検討をすることになったことです。主な変更点を挙げると、①用語の定義が17項目から26項目に増え、各項目もより詳細な説明となっています。また、②現地事前調査では現況と境界標の位置等を押さえる基礎測量の実施③画地調整を行いながら筆界の検討をし、必要であれば復元。④その後一筆地立会い。等が追加されています。

以上のように、日常の土地家屋調査士の知見が生かされた立会の手順が盛り込まれたものになっています。

また、「仕様書」の業務の方法、要領等のところには作業規程の認証年月日は書かれていないので、この「仕様書」を見ただけでは、作業規程が変わったことはわかりません。実施機関が示す作業規程の認証年月日を確認して作業に着手することを進言いたします。

『法務省不動産登記法第14条地図作成等基準点測量作業規程、法務省不動産登記法第14条地図作成作業規程(基準点測量を除く)解説書(平成23年4月1日実施)』日本土地家屋調査士会連合会発行は、全国の地図作成作業に参加した土地家屋調査士の体験がふんだんに盛り込まれた素晴らしい解説書となっています。今回、地元で実際に実施した具体事例を色々書きましたが、この解説書と合わせて読んでいただければ、実施機関との協議についてもスムーズに進むものと思っています。法務局の職員もこの解説書を熟読していますので協議するときには、この解説書を参考に工程ごとに一つひとつ作業することを申し添えておきます。

我が会の会員自慢

石川会

『奥能登鉄人奮闘記』

VOL. 10

石川県土地家屋調査士会 唐澤 正

石川会がご紹介いたしますのは、珠洲の鉄人唐澤正会員です。唐澤会員は能登半島の先端珠洲市に事務所を構えておられ、奥能登では最年少の土地家屋調査士として、また司法書士、行政書士としてもご活躍をされております。そんな唐澤会員の鉄人ぶりをご紹介させていただきます。

石川県土地家屋調査士会 広報部長 小橋 健史

ある日の午後、事務所にいると電話が鳴りました。気軽な気持ちで電話を取ると、「小橋です。『トライアスロンをしているそうですが、日本土地家屋調査士会連合会の会報に原稿を書いてほしいんですが。』」とのこと。実は、翌週に地元で参加者1500人以上の規模のトライアスロン大会への参加を控えており、気軽に「来週大会なので、もし入賞できたら喜んで書きますよ。」と答えてしまった私。

…で、8月の暑い盛りに行われた「珠洲(すず)トライアスロン大会」の結果、この原稿を寄稿させていただくこととなった次第です。

「珠洲鉄人会R-1、Rタイプ第2位、おめでとう!」、今年の大会後、閉会式会場である地元体育館で行われた表彰式で、主催者である珠洲市長から表彰状とトロフィーを手渡され、表彰台の下からは地元の市議会議員さんから「珠洲鉄人会、バンザイ!」の掛け声を掛けられて、さらに表彰式後には地元のケーブルテレビから取材されて…と、地元大会ならではのお祭り騒ぎに終わった今年の大会でした。

(今年私は、後ほどご説明する「Rタイプ」に「珠洲鉄人会R-1」というチームで出場し、スイムパートを務めました。)

私の事務所のある石川県珠洲市は、日本海に潜望鏡のごとく突き出た石川県の能登半島の最先端に位置しています。県都である金沢市から車で2時間半ほど離れており、全国で最も人口の少ないことで知られた(?)市です。

私は、妻の実家のあるこの珠洲市に引っ越してきて、土地家屋調査士となって7年になります。昨年、トライアスロン大会の常連参加者に誘われて初めてトライアスロンに参加することになり、今日に至るわけですが、以前は珠洲市に住んでいながら、トライアスロン大会についても「大きなスポーツ大会が毎年あるんだな〜。」くらいにしか思っていませんでした。

もともと写真を撮るのが好きだったのですが、4年ほど前に、トライアスロンに出場する方から、「スイムの写真を撮ってくれないか?」と頼まれ、渋々早起きして砂浜でカメラを構えることになったのが、トライアスロンに初めて生で触れたきっかけです。

トライアスロン大会にはいろいろなものがありますが、珠洲市が毎年開催しているトライアスロン大会には、能登半島の先端部分のコースをバイク(自転車)で2周するAタイプ(スイム2.5キロ、バイク



ケーブルテレビに出演



スイムゴール

101.4キロ、ラン23.3キロ)と同じコースを1周するBタイプ(スイム1.5キロ、バイク50.7キロ、ラン10.2キロ)とともにRタイプ(Bタイプと同じ距離を3人で1種目ずつ分担してリレーする)があります。

スイムは、海水の透明度が高いことで有名な鉢ヶ崎海水浴場を起点とし日本海の中に設置された特設コースを往復したあと、ウェットスーツを脱いでバイクに乗り、海岸沿いが中心の「ランプの宿」や「二三味(にぎみ)珈琲」などの有名スポットが沿線にある、一般道ながら1周約50キロの間に信号機が5台しかない、高低差日本一といわれる起伏に富んだコースを(上位選手は)平均時速30キロ以上で走ったあと、最後のランに挑むというコースです。毎年、暑いことでも有名ですが、今年は、日中の最高気温が34度位になったため、暑さとの戦いとなり、足をつって倒れる選手が続出する大会となりました。

ところで、「珠洲鉄人会」というのは、私が幹事を務める、約1年前に私と数名が立ち上げたトライアスロン愛好家およびそのサポーターからなるチームで、発足から1年間で36名以上のメンバーを擁する団体となりました。

珠洲トライアスロン大会は今年で23回目を数える国内では歴史ある大会ですが、2年前の大会までは地元参加者の人数も今より少なく、地元主催ながら地元在住者が入賞することができないためか、地元の盛り上がりがありませんでした。

そこで、地元を盛り上げようとの趣旨から、昨年、大会の常連参加者である人から誘われて得意種目を生かせるRタイプでチームを結成し、表彰台を目指すことになりました。

市外から参加する選手や地元のボランティアの方々などにも地元選手であることをアピールするため、地元選手の「旗印」を作ろうということにな

り、「珠洲鉄人会」というネーミングが決まりました。さっそく「珠洲鉄人会」というTシャツを私がデザインし、地元からのトライアスロン出場者に呼びかけて、チームTシャツとして大会の開会式や表彰式などで着てもらったことと、初めて「珠洲鉄人会」の名前を使って出場した昨年の大会で、初参加である私のチームが「Rタイプ2位」として大会史上初の地元からの入賞者となり、さらに表彰式の様子などが地元のケーブルテレビや市の広報などに取り上げていただいたことなどから知名度が増し、大会後に入会希望者が急増しました。

今年は、昨年の実績もあり、大会前に地元の新聞やラジオ局、珠洲市の広報にも珠洲鉄人会の特集を組んでもらえるほどになり、大会開催中にも「No.〇〇番、地元珠洲鉄人会の〇〇選手です！」のアナウンスが流されるなど、地元のボランティアの方々にも認知度が上がってきました。また、今年の大会終了後には「珠洲鉄人会」のメンバーの様子が地元のケーブルテレビで連日放映されており、「旗印」の想像以上の効果に驚いています。

私は、子供によく「都会をこじらせた人」と言われるのですが、関東地方の出身で、サラリーマン時代を関東と関西の都会で過ごした後、初めて能登に住み始めてから7年が経ちました。やっとこの田舎に自分の居場所を見つけた感がありますが、この原稿を書かせていただいている10月、石川県では初めての開催となる「能登半島すずウルトラマラソン」(60キロと100キロのコースあり)のスタッフとして開催準備に追われており、本業の仕事以外の「仕事」が多くなりすぎたことにやや反省もしているところです。

既に40代後半ながら、奥能登(能登半島の先半分)では最年少の土地家屋調査士として、仕事も頑張っていきたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしく願いいたします。



珠洲市広報誌(珠洲市提供)

香川会 『こんな私ですが』

香川県土地家屋調査士会 松田 直樹

香川会がご紹介いたしますのは松田直樹会員です。松田直樹会員は入会されて4年と、まだ会員歴としては日も浅いのですが、彼の行動力にはいつも感心させられています。今回は、松田直樹会員の行動力の源であるテニスとの関わりをご紹介していただきます。

香川県土地家屋調査士会 広報部長 久保 利司

私は香川県高松市に生まれ、地元の高校に通っていました。高校になるまでに2度死にかけた経験があり、「どうせ一度きりの人生」との思いから、親に猛反対されながらもアメリカのワイオミング州という最もマイナーで、日本人の少ない田舎(ロッキー山脈のそびえるきれいな町)に、二年間語学留学しました。

私の住んだ所は日本人が誰もいなくて色々と苦労しましたが、ある程度会話ができるようになると、それまでの自分とは別人のように話せて楽しかったです。

当時、時間があれば、高校から始めたテニスをしていました。近くのテニスコートは無料で、いつも誰かが一緒にやろうと声をかけてくれました。その頃が一番幸せだったように思います。やはり、スポーツには国境はないですね。

帰国してからは、語学留学の経験とは関係なく、関西でプロテニスコーチになり、20歳代はテニス一筋でした。絶頂期の30歳で、ナンバーワンを目指して臨んだ奈良県選手権大会で、予想もしなかった1回戦敗退という結果に終わってしまいました。現役を引退し、テニスコーチも辞め、そして結婚を期に高松に帰ろうと決めました。

帰郷し、自分の知らない世界に飛び込んでみたいと思っていた頃、妻の親族の土地家屋調査士さんにお会いし(勿論、土地家屋調査士という職業の存在すら知りませんでした。)、お話を聞いて、これなら

家族を養えると思い、一念発起し、資格取得という目標に突き進みました。しかし、20歳台はテニス人生。全く知識のなかった私は、合格まで4年かかってしまいました。

合格後は、早く開業したくてたまりませんでした。現在、開業して4年目になりますが、まだまだ分からないことばかりで、周りの先生方に助けてもらってばかりですが、テニスで培った行動力だけは誰にも負けないという気持ちで頑張っています。

もし、土地家屋調査士で生活できなくなったら、いつでもテニスコーチとして復帰できるよう、週2回はテニスも頑張っています。お目にかかった際はいつでも英語で(?)声をかけてください。ハイテンションでハイタッチしますのです。



日本プロテニス協会の仲間たち



テニスコーチ時代



留学時代にロッキー山脈にて

社員の欠乏による土地家屋調査士法人の解散と清算について (土地家屋調査士法人の清算人として経験をしたこと)

山口県土地家屋調査士会会員 瀬口 潤二

友人が、家族に葬儀はしないでくれと言い残し、本年2月10日突然、逝去した。家族と親族だけの葬儀の後に、友人の奥方から私に連絡があった。

その友人は、私の高校時代の同級生で、土地家屋調査士業務の技術分野では師匠であり、また、偶然同じ職種を選び、同じ組織の役員として同じ時代を生きてきた。

私と彼との付き合いは、四十有余年を数える。

私の心にもぽっかり穴があいたようで寂しいかぎりである。思い出は沢山あるが、彼に贈る言葉は浮かばない。「残念」の一言では語れない心の疼きは、今も続いている。

常々、彼は、「土地家屋調査士を魅力ある制度にしたい。若い人たちに土地家屋調査士制度を託したい。」と話していた。彼が土地家屋調査士法人(以下「調査士法人」ともいう。)を設立したのは、その思いからであった。今まだ、歴史も浅く社会的認知が稀薄な資格者法人の運営を通じて、土地家屋調査士制度の発展に繋がりたいという壮大なる動機であると話していた。

私も複数の土地家屋調査士と合同事務所を運営していたので、彼の法人設立を真似て、その1年後に調査士法人を設立したという経緯がある。

どのような経緯があったのか、私には何も語らななかったが、彼が亡くなったとき、彼の設立した調査士法人は、すでに社員の欠乏が発生しており、法人は、土地家屋調査士法第39条第2項により解散していた上、第3項の届け出期間も経過していた。

私が、友人のためにできることは、この解散した法人の清算事務を引き受けること、いや、彼は、私に清算人に就任するよう頼んでいるようにしか思えなかった。

清算人に就任してみると継続中の業務もあった。その中には、過去に友人と共同で作業した会員が、偶然、旧知の方であるという幸運もあり、快く業務を引き継いでいただくことができホッとした事案もあった。

また、昭和54年以降の受託事件簿に対応する調査経過が記載された資料や図面が順序よく整理され

ていた。友の人生が凝縮されたもので、処分することに罪悪感があり、ギリギリまで取扱いに苦悩した。

しかしながら、すべてを保管する経済的余裕もなく、測量器械、備品などとともに、5年保管義務のある事件簿(土地家屋調査士法施行規則第28条第2項)に対応した資料を除いて、すべての処分を託すこととした。私の信頼する土地家屋調査士会(以下「調査士会」ともいう。)の会員の一人には、測量器具や複合機、事務機をはじめ多くの事務機器の事務所からの搬出作業を請け負っていただいただけでなく、これらを自分の事務所で再利用されることになった。友も喜んでくれていると察する。本当に感謝に堪えない。

平成24年7月3日、清算結了の登記手続が完了し、閉鎖登記事項証明書を裁判所、税務署、土地家屋調査士会はじめ関係する諸官庁へ提出し、清算人の職務を終了した。しかしながら、「清算人は、清算持分会社の所在地における清算結了の登記の時から10年間、清算持分会社の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料を保存しなければならない。」(会社法第672条)とあり、清算人の責任の重さを改めて知るとともに、友との絆が、これからも10年間継続することになると、複雑な気持ちで受け止めている。

初めてのことが次々と発生し、手探りの中でなんとか、法人の清算結了手続が終えることができた。

資格者法人を運営する土地家屋調査士(以下「調査士」ともいう。)会員諸氏の一助になればとの思いで、この清算事務の経験で得た一端を紹介することとした。

1 調査士法人の会計年度と税金の優先納付

土地家屋調査士法第39条第2項に、「調査士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き6月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その6月を経過した時に解散する。」とある。

なんらかの事情で、例えば、平成23年5月28日に、社員が法人を脱退した結果、法人の社員が一人になった場合、平成23年11月28日(6か月)が経過した翌日から、調査士法人は、土地家屋調査士法第

41条第3項に列記される会社法の規定が準用される清算持分会社としての法人となる。

一人になった社員は、自動的に平成23年11月29日清算人に就任する。

同条第3項には、「解散の日から2週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。」とあり、清算人に届出義務が課せられている。

この届出の規定には、登記事項証明書の添付を求める規定がないため、届出の時に、調査士法人の解散及び清算人就任の登記手続が完了していないといかないか否かは明確ではない。

しかしながら、清算法人については、税務上からも、法人の登記事項証明を添えてする解散の届出が必要であり、清算人となるべき者は、解散の日以降直ちに登記手続をしなければならない。

調査士法人の会計年度が、定款で、例えば、1月1日から12月31日と定められている場合であって、法人の社員の欠乏期間である6か月を経過の日が、平成23年11月29日であるとき、法人税の申告では、1月1日から11月29日までが計算期間とされる。これにしたがって、申告に必要な貸借対照表、損益計算書その他の帳簿を整理することになる。

法人税、消費税、法人県民税、法人市民税は、すべて、この11月29日までの期間に発生した事業活動に対して課税されるので、例えば、法人市民税の均等割計算は、12分の10（11月が満了していないので、11月、12月の2か月分が控除される。）として計算される。

11月29日までに発生した消費税は、未払金として会計帳簿に残るので、清算法人の債務として納期内に他の債権に優先して支払いを行うこととなる。

税金は、他の債権に優先するので、清算終了までに、全ての税金を納付しておかなければならない。

税務署、県税事務所、市税務課、労働基準監督署、日本年金機構には、事業廃止の届出をする必要がある。これらは、清算人から届け出る必要があり、法人の代表者の変更を証する書面として、登記事項証明書が求められる。

ただし、労働基準監督署、日本年金機構の関係は、裁判所からの清算人決定書があれば、即座に、手続が開始されるので、登記事項証明書の提出は後日でよかった。

一方、清算中の調査士法人は、土地家屋調査士法第53条第2項の規定を根拠に、清算が終了し、退会するまでは、会員として取り扱われることから、土地家屋調査士会への会費納付義務が残るとされる。（調査士会は、清算人にあてて、総会の案内がされる。）

清算法人としての会計年度は、11月30日から12月31日が、一会計年度とされ、この期間にする清算事務について、申告義務がある。

つまり、清算中であるが、貸借対照表の貸方、借方の欄がゼロとなっていないため、清算処理が再び12月31日を超えて継続するようであれば、12月31日から2箇月以内に申告義務があるとの教示を受けた。

税務申告の際には、各官公署に、法人に関する異動届書の提出が必要である。

解散は、異動事項として「解散」と記載すれば足り、解散の日付は、異動年月日の欄に記載すれば足りる。税務署では、異動届の提出を受けて、法人の登録簿にある「課税法人」の記載事項を「不課税法人」とし、法人の分類を変更する。

これにより、清算法人は、新たな業務受注をすることはないが、債権回収により売り上げを発生主義で計上する場合には、原則として、消費税の申告が必要であるようであるが、不課税法人と区分されることにより、消費税等の課税を必要としない法人に区別されるようである。

清算が終了した場合には、登記事項証明書を送付することを求められるが、課税申告では、登記手続に添付した、決算報告書（貸方・借方ともにゼロ）を求められたが、申告書の課税所得の欄をゼロとし、そのほかの欄は埋めないで提出した。

2 調査士法人の解散の登記と清算終了の登記

調査士法人が、社員の欠乏で解散し、その清算中に、清算人が死亡したような事例の場合で、引き続き清算を進めるときは、会社法第647条第2項の規定により、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新たに清算人を選任する。

申立人は、裁判所に提出する清算人選任申立書の中で、申立ての理由と清算人に適任である旨を述べる。疎明の方法として、調査士法人の定款、申立人の戸籍謄本、申立推薦書、清算人の住民票、土地家屋調査士であることの証明書、清算人の経歴書、就任承諾書、清算事務の報酬についての概算書（報酬を

放棄する場合には、報酬放棄書)などが求められる。

申立ての2週間程度後に、清算人就任予定者に対して、裁判所で、裁判官による面接があり、清算人の心構えを尋ねられた上、後日、裁判所書記官名での決定書が交付される。

調査士法人の解散と清算人就任の登記は、この決定書を添付して登記手続を行う。

また、必要な添付書面として、清算人となるべき社員が死亡しているの、その死亡の日を証明する除籍簿と裁判所の発行する清算人に選任した決定書に加えて、その調査士法人の社員ではない者が清算人になるときは、日本土地家屋調査士会連合会(以下「調査士会連合会」ともいう。)が発行する「清算人が土地家屋調査士であることを証する書面」と「清算人としての欠格事由がないことを証明する書面」の添付が求められる。

当該調査士法人の変更登記事項として、11月29日解散と同日付で故人となった社員が清算人に就任したことの登記が求められ、新たに清算人となる私の清算人就任日は、裁判所が決定書を交付した3月2日と記載された。

この条文に規定される清算人については、調査士法人の所在地にある土地家屋調査士会の会員でなくてはならないか、他の土地家屋調査士会の会員であってもよいか、明確な定めはされていない。

清算結了の登記申請には、社員総会議事録に添付された「貸方・借方の欄がともにゼロになっている貸借対照表、財産がゼロの財産目録」決算報告書が添付書類とされている。

清算事務においては、前述の調査士法人がする最後の法人税の申告に使用した貸借対照表に記載されている資産の部、負債の部、資本金の部のすべての項目が、ゼロになることが必要で、調査士法人の「財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。」(会社法第656条第1項)

清算事務は、裁判所の監督に属する事項(土地家屋調査士法第39条の2)であるので、清算人は、直前の決算報告書にある数字と一致する清算法人の期首である会計帳簿を基礎として、会社法第649条第1号から第3号に記載のある「現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済、残余財産の分配」を疎明する資料を付けて業務終了報告書を裁判所に提出するこ

とになる。具体的には、主な現務の契約書、完了届書、請求書、振込完了を証明する預金口座の該当箇所の写し、債務確定日の一覧表と弁済計画、残余財産の目録と処分方法の疎明書類、清算中の預金通帳一式及び支払い領収書、納税証明書などを整理し、報告しなければならない。

清算結了と同時に、預金通帳は、使用不可となる。したがって、預金通帳の解約手続を行い、残高ゼロ記入された通帳の写しを提供することになる。

裁判所は、業務終了報告書を審査したのち、後日、清算人に対し、清算結了の登記手続を開始するよう指示がある。この指示は、口頭でされるが、登記手続においては、清算人について、多くの会社法の規定が準用されていることから、裁判所の指示が行われたことを証する具体的な書面を求める規定はない。

清算結了の登記は、清算人の職務範囲である。登記に当たっては、清算人は、異例ではあるが、一人で社員総会を開催し、一人で決算報告を行い、議事録を作成し、これらの書面を添付書面とし、登記申請し、清算結了の登記が完了することになる。清算人は、清算結了の記載のある登記事項証明書を裁判所に提出して、すべての清算人としての職務は終了する。

3 その他清算人に必要な職務の注意点

調査士法人が雇用している補助者や従業員が健康保険、厚生年金、雇用保険などに加入している場合には、日本年金機構や労働基準監督署、労働基準局(ハローワーク)への手続きが必要になる。

11月29日(解散の日)、2月10日(本人の死亡日)、3月2日(清算人就任決定の日)をそれぞれ基準日として、納付義務があるものは納付の請求があり、払い過ぎについて還付の手続がある。還付については、法人名義の預金口座の代表者変更と法人の印鑑の変更が必要となる。

その他、清算人は、清算事務に不可欠な事務所を維持する最低限の管理費用(家賃、通信費、電気水道料等)を除き、すべての支出が制限される。

会社法第660条第1項には、「一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に広告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、2箇月を下ることができない。」とあり、この規定は、調査士法人の清算には適用されないとしているが、清算事務にあっ

ては、「調査士法人の財産で、債務を完済するのに足りることが明らかでない時点」において、清算人は、勝手に弁済をすることはできない。

また、清算開始前に発生している未完成の業務についての依頼者との引継ぎ事案の協議、清算時における業務変更契約の終結と、業務債権の確定と、債権の取立事務を行う必要がある。

調査士法人の社員が死亡した場合に、その相続人は、無限責任のある調査士法人の社員の地位を継承することに加えて、法人の社員が、調査士法人の債務について連帯責任を負っているところから、相続人が相続を放棄しない限り、個人のプライベートな領域に立ち入った調査を強いられる場面がある。相続人との間の利害や、債権者が関与することがあるなど、人的要素を含む債務弁済を扱うところから、清算事務は、本来の土地家屋調査士業務では全く扱わない領域であり、プライバシーへの配慮が求められる職務でもある。

調査士法人には、会社法第617条の規定が準用され、貸借対照表その他財産状況を示すための計算書類の作成の義務がある。したがって、債務は、一見、明確化されているようではあるが、債務については、代表者の個人保証がされている場合があり、相続人が、相続放棄を行うか否かを見極めて後の対応を行う必要が生じる。

相続の承認又は放棄をすべき期間は、民法第915条による「3箇月以内に相続の単純若しくは限定の承認又は放棄」があるので、この間の相続人による債務弁済によって影響が生じるので、この期間内を考慮しての債務弁済計画を作成する必要がある。

金融機関は、調査士法人の代表者の死亡を知り、返済期限を経過すると同時に個人保証に関して、相続人への督促通知が発せられる。昨今は、クレジットカードでの小口の融資などが複雑に組み合わせられていて、債務の弁済先が必ずしも明確ではない。また、金融機関は、債権を効率的に回収するため、2箇月程度の返済が滞った債権は、債権回収会社へ譲渡される。

債務の弁済計画を作るため、債権者である金融機関へ、現時点での債務総額の申出を求めるが、弁済までの遅延損害金が、計算できないことから、弁済期日の決定をみた後に、再度、債権総額と弁済の払込口座の指定を受けることになる。

弁済のための資金を確保し、支払日を決めてから、債権者に対して、支払日における債務総額の計算を求め、銀行から支払われることになるのであるが、

債務名義が、個人になっている場合には、相続人からの支払いとなるので、調査士法人の預金口座から、一旦、相続人が支払いを受け、相続人名で相手先に支払うという手順を踏む必要がある。

調査士法人の代表者が、万が一に備えて、経営者の立場で生命保険に加入している場合には、保管されている保険契約書を基に、死亡保険の請求を行う。生命保険金の受取人が調査士法人である場合には、清算人が請求者となり、保険金は、調査士法人名義の預金口座の代表者名の変更手続を終えた法人名義の預金口座に振り込まれる。

4 調査士法人の解散及び清算手続に関する課題

これまで述べてきたように、調査士法人の解散から清算終了に至る清算人の事務は、日常の業務処理とは全く異なる領域のもので、多くの日数を必要とする。最後に、この職務を体験する中で感じた制度上で検討すべき点を論点として提案しておきたい。

(1) 調査士法人の解散に係る職権登録制度(仮称)について

調査士法人解散の事務手続において、実務上、調査士会、調査士会連合会は、届出の受理にあたって、登記事項証明書の提出を求めている。

場合によっては、会費未納状態の解消の条件を満たした後でないと、届出の事務を受理しない調査士会もあるようである。同時に、「その旨を主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。」は、調査士会を届出の窓口として、調査士会を経由しないと調査士会連合会へ届け出ることができないと受け止められている。

このため、私に対して、裁判所から、3月2日付けで清算人就任の決定がされたのち、3月15日付けで法人の解散と清算人就任の登記が完了し、その後、調査士会連合会から、調査士法人への解散通知書が、4月13日付けで発せられ、結果的には、調査士法第39条第2項にいう法人の解散から清算終了となるまで、実に、5箇月半近くの日数を数えている。

決して、調査士法人の運営者の怠慢にその責を帰すことを否定するものではないが、このように、清算手続きに長時間を要するとするならば、この届出の期間を定めている趣旨を逸脱していることにはならないだろうか。

登録者に関する登録事務を行う目的は、国民に対

して、最新の会員登録情報を提供することにあり、関係者からされる登録手続を促すことが前提になるとすることとは別問題である。その意味からすれば、調査士会では、一日も早く、調査士法人に対して解散の届出を促し、他方、調査士会連合会では、職権によってでも、一日も早く、登録簿の整理することができる態勢を整えることが必要であろう。

届出に関する受理条件としても、添付資料となる登記事項証明書は、後日送付を求めることで足りるとするなど、調査士法人が解散したことの登録がいち早く行い得る処理体制を整えることが必要であるとの提案をしておきたい。

(2) 調査士法人の清算人の職権申立制度(仮称)について

社員の欠乏により解散した調査士法人を清算する場合、裁判所に利害関係のある者として、その申立てを行うのには、誰が最適なのであろうか。

まず頭に浮かぶのは、死亡した清算人の相続人であるが、調査士法人の清算人は、調査士でなければならぬ(調査士法第39条第4項)とされていることから、土地家屋調査士会が、利害関係を有するとみなすことはできないであろうか。

調査士の相続人を支援する意味も含めて考える必要はないであろうか。

清算には、たくさんの関係する官公署へ法的規定に沿って各種の手続があることに加え、業務の依頼人との対応や業務の引き継ぎ協議など次々と発生する。

相続人が利害関係人として最適であるとしても、相続人に清算人の申立てを求めることが酷な場合もあり、調査士会で、相続人に対し、申立てを支援するなどの対応策を講じておく必要があるであろう。

(3) 調査士法人の清算人と社員の地位の競業について

「他の土地家屋調査士会の会員は、清算人に就任できない。」とか、「社員と清算人の地位は同じであるから、土地家屋調査士法第37条の社員の競業禁止の規定は、清算人にも適用される。」などの解釈で、清算人の就任条件などは、清算終了の手続を担う適格者を排除することに繋がりがねず、清算事務の実態に則した規則の運用改善を図るべきである。

調査士法人の清算人には、土地家屋調査士でなければ就任できないが、清算事務は、土地家屋調査士法第3条に規定されたものではない。

その意味でいえば、清算事務と法人格のない個人の業務とは、本質的には、競業関係にないものとし

て取り扱うべきであろう。

平成24年3月に、取りまとめられた日本土地家屋調査士会連合会の登録・会員指導に関する照会回答事例集で、「土地家屋調査士法人は清算終了の時まで存続しますから、清算人であるか、清算人でない社員であるかにかかわらず、個人の土地家屋調査士として業務を受託することはできないと考えます。」という見解は、残念ながら、清算手続の担い手を排除することになると言わざるを得ない。再検討を要すると考える。

(4) 清算法人の退会制度(仮称)など清算事務の効率について

清算中の調査士法人が、貸借事務所である場合、いつまでも事務所を借り続けることは、経済的にも合理性がなく、他方、業務に必要な事務機器や保管中の資料の保管場所の確保が必要となる。同時に、個人の自宅などへ、清算事務を行う場所を移動することが、経済的に合理性がある場合がある。

こうした場合、その場所が、所属会以外の地であるとき、事務所を移転する変更手続には、所属会の退会と他の所属会への入会の手続が必要とされる。このような場合には、清算中の調査士法人には、退会が認められる規定を新設することを提案する。

清算法人が、調査士会から退会すれば、(3)で述べた競業の問題も生じないし、貸借事務所からの事務所移転が、所属会以外であっても問題は生じないことになる。

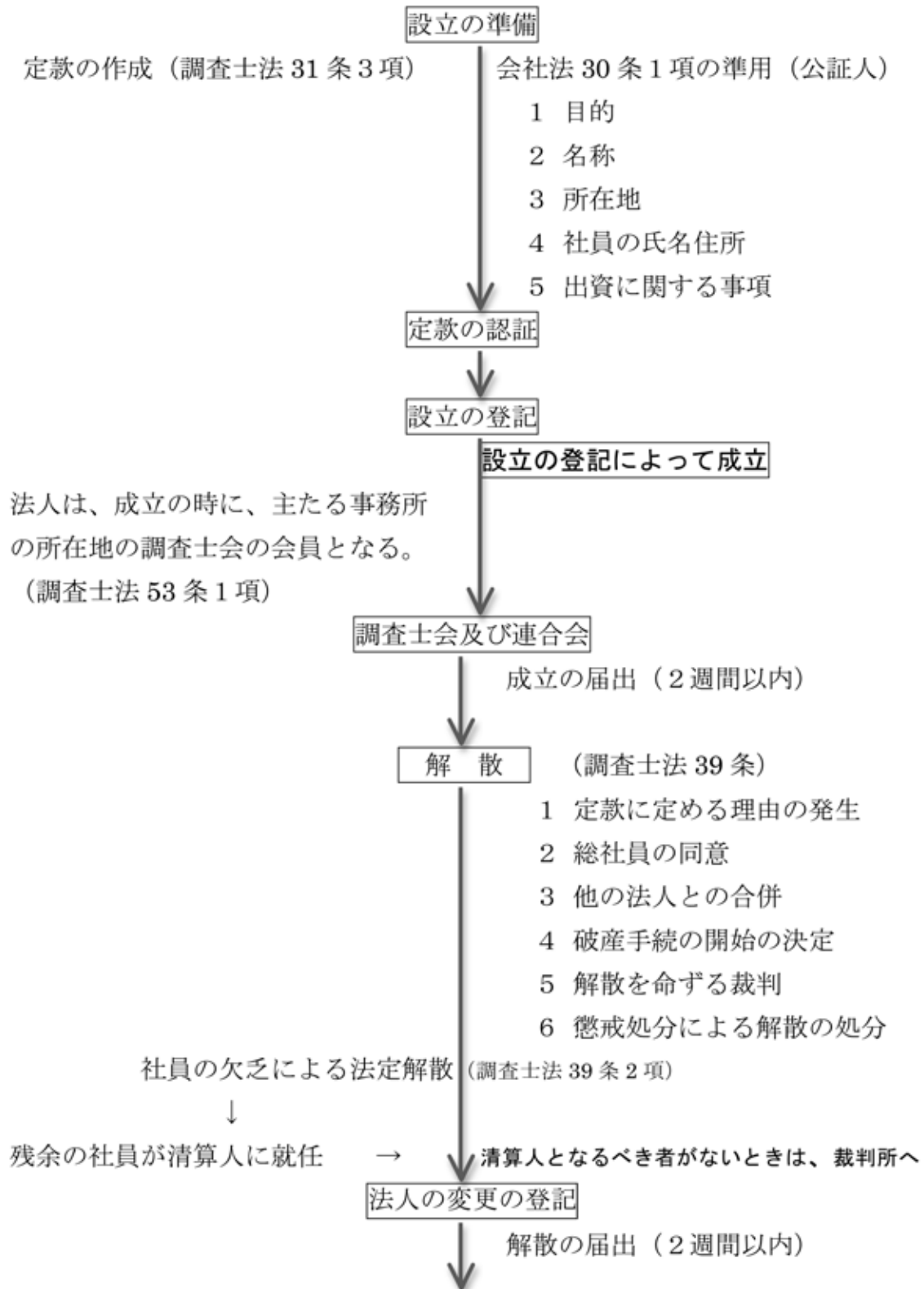
(5) 最後に

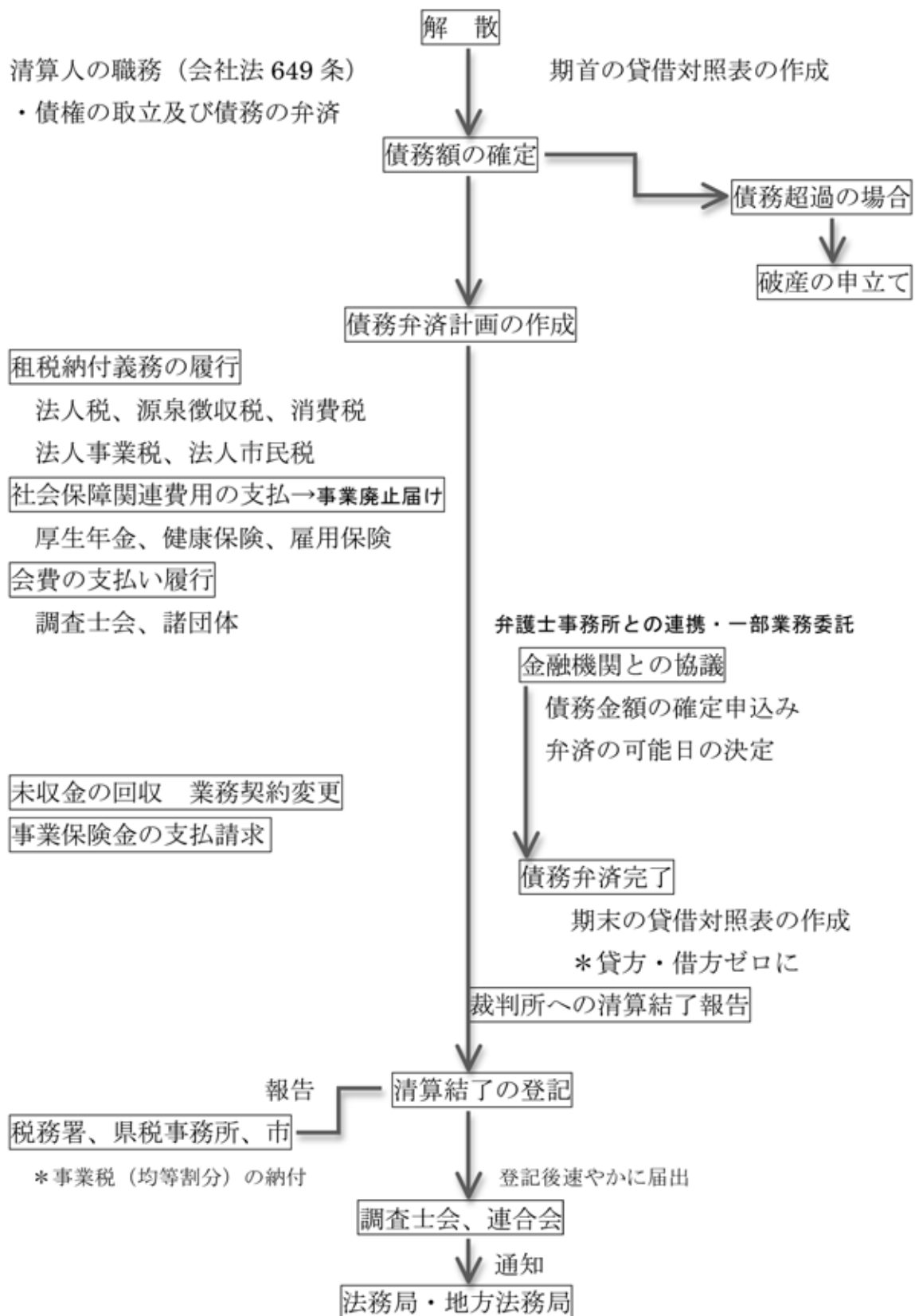
調査士会連合会が、会員登録事務を行う唯一の組織である以上、会員の登録情報をただ公開すればいいのではなく、日々、会員の動向に目を配り、最新の会員登録情報として利用者に公開する必要があるのではないかと感じる毎日でもあった。

幸い、私自身は、調査士会連合会の事務局に席を置いていた関係もあり、直接、役員や事務局職員、調査士会会長などと連絡をすることで、事務を進めることができたが、会員が清算人として適切な清算事務を行うための物理的・精神的条件を満たす会員は限られているように感じる。

清算人に就任して4か月近くが経過したが、多くの調査士会や調査士会連合会の役員からの折に触れての激励や励まし、助言に心から謝意を表して報告を終えたい。

フローチャート
土地家屋調査士法人の設立から清算終了まで





東京スカイツリー®の 調査測量と登記について

東京土地家屋調査士会 台東支部 支部長 大瀧 善雄

東京スカイツリー。

この名称は、国民の間で大きな話題となって、その後自立式電波塔としては高さ634メートル(平成23年11月17日)で世界一の鉄塔となり、ギネス世界記録にもなりました。

そして、平成24年5月22日には、華やかに開業という運びになりました。

私は、東武鉄道株式会社より当該建物の表題登記を依頼され、本年5月10日に東京法務局並びに墨田出張所の登記官の方々と、現地において確認立会を行いました。

当日は天候も良く、一番高い展望台からの眺めは絶景だったと思います(私は調査立会のため、景色を楽しむ余裕はありませんでした。)

さて、東京スカイツリー内の各建物の呼称ですが、東武線のとうきょうスカイツリー駅(旧業平橋駅)に近い建物を私たちは「西棟」と呼び、京成線の押上駅に近い建物を「東棟」、そして、西棟と東棟の間にあるタワーを「タワー棟」と呼びました。

全ての棟に対し東京法務局と実地調査を行いました。主にタワー棟の調査に時間を要しました。実地調査の主となるところは、床面積の算入の有無と

それに伴う階数の表現です。ご承知のとおり、タワー棟の構成はほぼ「電波塔」が占めており、その他は、店舗・展望台・駐車場などからなる建物です。種類と階数を確認しつつ最も高い展望台(第二展望台)とその階下の第一展望台を調査し、それから、更に階下の中間部に下り、各放送ブースを調査しました。そこではさらに「人貨滞留性」と「各放送社に対しての賃貸部分」についてタワー担当者から教えていただきながら、階数の算入を確認し、その結果、タワー棟は、「18階建」となりました。

実は隣の東棟が31階建なので、少し不思議な感じを受けます。のちに、墨田出張所と確認・相談して登記しましたが、登記官が一番苦慮した所も、第二展望台だったのです。

さらに、既にこの展望台に行かれた方、また、テレビ等で観られた方もおられると思いますが、この展望台は廊下が「らせん状」になっているため、その階数の始まりと終わりはどこか?ということが難問でした。

これまで経験したことのない悩ましい難問に挑みつつ、悪戦苦闘の毎日を過ごしましたが、法務局の指導のおかげで、無事に各階平面図を作成する事ができました。



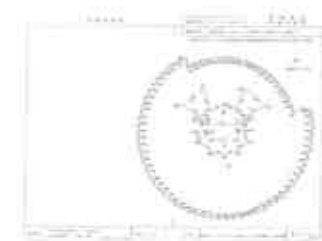
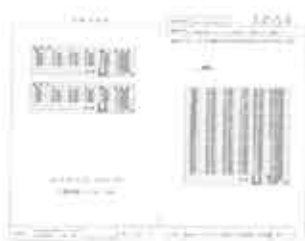
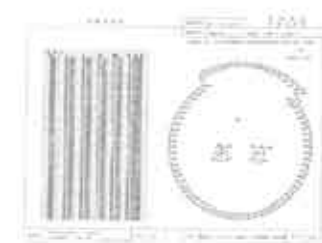
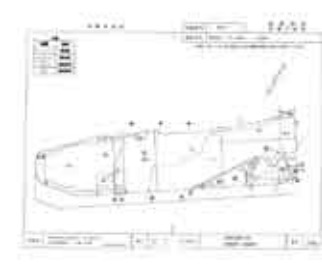
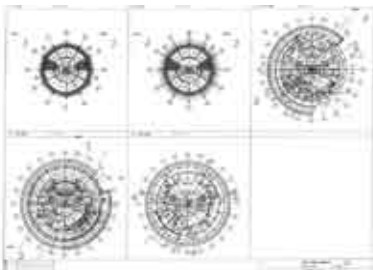
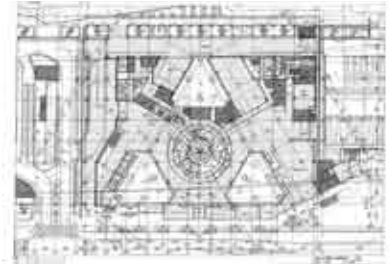
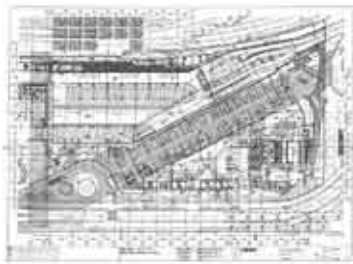


全国の調査士の先生方のみならず、一般の方々も、登記に興味をもっていると登記官に言われてプレッシャーを感じておりましたが、登記が完了してホッとしました。今回、沢山の経験を通して、これからも調査士業務に精通していきたいと改めて心に感じた次第です。

最後に、東京法務局長相澤様(当時)と統括登記官をはじめ、地元を管轄する墨田出張所長並びに表示登記官の皆様に対し、感謝の気持ちでいっぱいです。本当にありがとうございました。

<各種図面>

提供：台東支部支部長 大瀧 善雄



本稿は「東京土地家屋調査士会報 とうきょう 2012 秋号 No591」に掲載されたものを転載させていただいております。

中津市「職人フェスティバル」への参加

大分県土地家屋調査士会 是永 幾一郎

「大きくなったらみんな何になる？いろいろな職人さんが大集合！職人さんの世界を見て、挑戦して、作って、楽しい時を過ごそう。」

子供たちの輝ける未来へ、子供たちに夢を持ってもらうことをテーマに、大分県中津市で行われる「職人フェスティバル」は地元有志が主催となり、中津市、その隣接市町村の小学校生徒たちを招いて行っています。

会場では、各ブースにおいて様々な方たちが職能を生かした体験コーナーを設置し、参加型のイベントとなっています。私達土地家屋調査士はブースへの出展ではなく、中央ステージにて行われる「匠の技コーナー」へ参加しました。(初参加)

割り当てられた時間は20分程度、この短い時間の中で土地家屋調査士の技を見せることとなります。

当初は座標値(数字の暗号)を基に測設の要領で宝を突き止める。子供たちにとって珍しいトータルステーション(以下「TS」という。)を見せることによって、注目を集めようと計画、パンフレットに掲載するアピール文章もそれに沿った内容としました。



【パンフレット(会場見取図)】

しかしイベント開催10日前、関係者と打合せ・現地の下見に行った際、ステージの大きさや観客の位置等とてもTSを使える状況にないことが分かり、急遽計画を変更することとなりました。

TSを使わずに土地家屋調査士のアピールを行うために…

2日ほど、「子供でもわかる土地家屋調査士の業務って何なんだろう？」ばかり考えながら、以下のように業

務(特に境界確認までの順序)をできるだけ簡略化して考えてみました。

- ①資料を見る
- ②現地を見る(現況測量)
- ③資料と現地を見比べ、境界はどこかを推測する(重ね図作成)
- ④現地にて推測に基づき仮杭を設置する(復元測量)
- ⑤境界立会を行う

この中で①～③を子供たちに体験してもらうことで土地家屋調査士の技を感じてもらうことにしました。具体的には以下の通りです。

はじめに、「土地家屋調査士は地図と今いる場所とを重ね合わせることでその示す点を探し出すのが仕事です」とアピールしながら子供たちに宝の地図を配ります。(パンフレットは皆さん持っているのそのことには触れないようにします。)

次に、地図に書かれた番号に注目するように促します。最後に、地図とパンフレットを重ね合わせることに気づくよう促し、宝のカギを見つけてもらい、宝(お菓子)をみんなに配ります。

そしてもう一度始めに言った言葉、「私達土地家屋調査士は地図と今いる場所とを重ね合わせることでその示す点を探し出すのが仕事です」と再度アピールする。以上の計画のもと、出番を迎えました。

結果として、宝さがしという言葉に惹かれたのか、地図を見たり、友達や親御さんと相談したり、みんな真剣に取り組んでくれました。

中には地図とそこに記載された番号から早々にパンフレットとの関係に気づき地図を重ね合わせる子供もいたり、発想の豊かさに感心する場面もあり、参加された皆さんも私達も楽しむことができたと思います。

最後に、このイベント参加にあたり真剣に取り組んでいただいた会長、副会長、広報部員の方々、また、仕掛けとして活躍していただいた「侍職人ショクニンジャー」(年に1度、職人フェスティバルの際に結成するらしい)の方々の快い協力のお陰で良い結果を得られたことを感謝します。ありがとうございました。

唯一失敗したことといえば、その後の打ち上げで飲み過ぎてしまったため、電車での居眠り、乗り過ごしなどにより、通常1時間たらずの家路が3時間以上かかってしまったという点ですね。

【宝の地図】



【重ね図】



ちようさし俳壇

第330回



生くるとは 水上陽三

大脳のくもりほどの雲小望月
秋うららテトラポットに亀乾く
三度目は本物に遇ふ穴惑ひ
マネキンの晒し首あり秋収め
生くるとは血を沸かすこと返り花

雑詠

水上陽三選

岐阜 堀越貞有

零余子飯味はさておきお裾分け
釣堀の漣に揺れ鯛雲
擦り傷の瘡蓋とれて厄日過ぐ
村長の似合ひし武将里祭
鴟の贅此処より先は獣道

東京 黒沢利久

大使館前のデモ隊残暑かな
昼の虫拘置所裏の塀の跡
蛇笏忌や雨を見てゐる喫茶店
さまざまのかたちの雲や竹の春
生き死にのおもひを忘れ秋の山

茨城 島田 操

叢の刈り残されて蔓珠沙華
秋耕に晴れの一日を使ひきる
菊の香やよき人ばかりおらが村
いつまでも気力を信じ秋耕す
炊きあげし新米の香も椀に盛る

埼玉 井上晃一

帰省子の提げて来りぬ小鳥籠
すくはせた金魚持たされ親子連れ
釣瓶落し外灯すでに点りをり
鯛や浮子見つめゐる老一人
研修会終えて散り行く秋の暮

今月の作品から

水上陽三

堀越貞有

零余子飯味はさておきお裾分け

零余子は、秋になって蔓や葉が黄ばんだ自然薯や長薯や仏掌薯の葉腋にできる肉芽で、形も大きさも一定ではないが、七、八ミリあまりの青褐色の粒である。炒つたり、茹でたりして食べるが、普通の御飯や強飯に炊き込んで零余子飯とするのである。旨いものではなく珍しい飯といふべきだろう。したがって珍しい物としてお裾分けしたのである。

黒沢利久

蛇笏忌や雨を見てゐる喫茶店

十月三日俳人飯田蛇笏の忌日である。本名武治。山梨県境川村生れ。大正四年「キララ」(後に雲母と改題)を創刊、生涯これを主宰した。死後「雲母」は終刊まで実子、龍太によって継承された。この句は十月三日に喫茶店において秋雨を見つめながら、蛇笏の俳句など思い浮かべながら忌を修しているであろう。

島田 操

菊の香やよき人ばかりおらが村
一茶の俳句を思い出させる趣のある作品である。秋晴れの一日馥郁と菊の香の流れる豊かな村の住人たる作者が、自画自賛しているのである。何かと問題の多い世相の中でこのような平和な村に住住したいと思ふ。

井上晃一

鯛や浮子見つめゐる老一人

鯛は朝夕に鳴く蝉で聞きようによつてはもの悲しい響きがある。夕鯛が、カナカナと心を急かせるように鳴いているが一向に構わず一心に浮子を見つめる老釣師。静かな時が流れる。

完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 佐賀

広報員 日野 智幸(福岡)

平成24年8月3日(金)～5日(日)

主催 完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 佐賀実行委員会

【佐賀県土地家屋調査士会・一般社団法人佐賀県土づくりコンサルタント協会・社団法人佐賀県不動産鑑定士協会・伊能忠敬研究会佐賀支部・佐賀県・佐賀市・佐賀市教育委員会】

共催 完全復元伊能図全国巡回フロア展中央実行委員会

後援 国土交通省・厚生労働省・環境省・農林水産省・文部科学省

2009年から始まった「完全復元伊能図全国巡回フロア展」は今年で4年目となり、今回取材した佐賀県佐賀市での開催は、20会場目にあたります。九州では福岡市、八女市に次ぐ3回目の開催となり、8月3日(金)～5日(日)の3日間行われました。

伊能忠敬率いる測量隊一行により、1800年から1815年までの15年(第10次測量)に亘って測量がなされました。その全国を回る中、1812年8月ごろ第8次測量において佐嘉城下に入り測量踏査を行いました。今年はその佐嘉城下測量からちょうど200年目の節目にあたることから、佐嘉城下測量200年を記念し、本フロア展が開催される運びとなりました。

伊能忠敬の測量のきっかけは、天文学を勉強したいという好奇心からだといわれています。その当時の天文学の第一人者である高橋至時氏に50歳で弟子入りし、星

を観測して暦を作る天文方暦を勉強しました。そして、彼は巨費を投じ自宅を天文観測所に改造し、日本で初めて金星の子午線経過を観測したそうです。

ちょうどそのころ、暦局の人々の関心ごとは、“いったい地球の直径はどれくらいなのか?”ということでした。オランダの書物から地球が丸いということを知ってはいましたが、大きさがよく分からなかったため、彼は「北極星の高さを2つの地点で観測し、見上げる角度を比較することで緯度の差が分かり、2地点の距離が分かれば地球は球体なので外周が割り出せる」と考えました。この2つの地点が遠ければ遠いほど誤差が少なくなるのではないかと。そのような考えのもと、幕府に江戸から蝦夷地(北海道)までの距離を測ることを訴え出たのです。そして彼は、3年間の月日をかけて東日本の測量を終え、江戸に戻るとさっそく地球の大きさの計算に取り組みました。その結果は約4万キロメートルでした。これは、驚くことに



日本列島



地元佐賀付近に集まるお客様

現在分かっている地球の外周と千分の一の誤差しかない正確なものだったそうです。

その後、彼は西日本の測量にも赴きました。当時の平均寿命から考えると、50代後半から約4万キロメートルを踏破したことは信じられないことです。それに第一、200年前の海岸線はおろかすべての道は、今のように整備されているわけではありません。私も土地家屋調査士という職業柄、体力には自信が有りますが、当時の道の状況、彼の年齢を考えると、これだけの偉業を成し遂げた志の高さ、信念に心打たれます。

では、測量の方法はどのように行っていたかという、基本的に「導線法」により行われたそうです。「導線法」において距離を測る際、使用したものは、藤つるや竹でできた「ものさし」や、「歩測」で測りました。「歩測」は、歩く幅を一定にして、目標の場所までの歩数から、距離をもとめるものです。伊能忠敬の一步は、約69センチメートルであったと云われていましたので、目標までの歩数が1000歩なら、かけ算をして690メートルということになります。そして、できるだけ誤差を防ぐため、ときどき遠くの目標となる高い山の頂上や恒星などを測り、修正を繰り返し行うことによって地図を仕上げていきました。

そして、最終的に出来上がったものが、展示された大図214枚、



私のうちはどこ？

中図8枚、小図3枚です。

また、今回の地図展と同時に、「DVD展」「特別講演会」「歩測競技会」「測量機器の展示」「測量機器による実測体験」「ハザードマップをみてみよう！」「佐賀城下長崎街道ウォーキング」の7つのイベントも、開催されました。

そのイベントの中の「歩測競技会」が、佐賀県土地家屋調査士会の担当です。

ルールは、まず自分の1歩の歩幅(例：0.85 m)を測ってもらいます。その後、スタートラインから自分の感覚(同じ歩幅のつもり)で20歩を歩いて、距離を測定します。その距離が先ほど測った1歩の幅×20の距離に近いほど優秀であるという競技です。まさに伊能忠敬が行った歩測を再現したものです。感覚では、みなさん自分で同じ歩幅で歩いているように感じているのですが、なかなかうまくいきません。参加者の多くは、1m以上オーバーする方が多かったそうです。佐賀県土地家屋調査



歩測競技会の受付

士会の小宮会長から促され私も挑戦してみましたが、結構難しく結果は…(職業柄多少は自信があったのですが)。このような方法で全国を測量し、あれだけの正確な地図を作ることの難しさを痛感しました。

その歩測競技会の会場及び受付は屋外ということもあり、非常に暑さの厳しい中ではありましたが、佐賀会の会員と事務局(事務局長)が一体となって、大会及び地図展を盛り上げようとする姿が印象的でした。そんな中、予想を超える参加者があり、最後は賞品がなくなるという盛況ぶりだったそうです。

今回の地図展は、8月の猛暑の中で行われましたが、地元開催の「佐嘉城下栄の国まつり」も同時に開催されたこともあり、入場者数としては合計3,500人を超える来場者があったそうです。そのように多くの方が来場された中、一つのイベントを担当して行うことにより、「土地家屋調査士」という名を少しでもPRできたことは良かったと思います。

まだ見たことがない方がおられましたら、一度必見の価値はあると思いますので、ぜひ足を運んでみてはいかがでしょうか。

最後に、ご多忙の中、取材に協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げ、報告とさせていただきます。ありがとうございます。



歩測競技会の1歩の歩幅を測る小宮会長

会 長 レ ポ ー ト

R E P O R T

9月16日
～10月15日

9月19日

第7回正副会長会議

各副会長、竹谷専務理事、加賀谷総務部長出席
平成24年度第4回常任理事会審議事項及び協議事項について協議を行う。

19日～20日

第4回常任理事会

各副会長、専務理事、各常任理事出席
＜審議事項＞

- 1 平成25年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
 - 2 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則の一部改正(案)について
 - 3 土地家屋調査士特別研修受講促進パンフレットについて
 - 4 第8回土地家屋調査士特別研修の基礎研修について
 - 5 ADR担当者会同WEB会議の開催を各ブロック担当者会同出向に変更することについて
- ＜協議事項＞

- 1 平成24年度第1回全国ブロック協議会会長会の運営等について
- 2 平成24年度第1回全国会長会議の運営等について
- 3 登録事務における退会と業務廃止の取扱いについて
- 4 暴力団排除条例に関する連合会における指針について
- 5 筆界特定手続と土地家屋調査士会ADRとのよりよい連携について
- 6 CPD制度規則等のホームページ(会員の広場)への掲載について
- 7 土地家屋調査士専門職能継続学習の情報公開に関する細則第2条に基づく情報公開について
- 8 平成25年度土地家屋調査士新人研修について
- 9 研修ライブラリの改修について
- 10 第8回特別研修の受講者募集及び協力員候補

者の推薦について

- 11 会報の原稿料について
- 12 海拔表示板設置事業に関する土地家屋調査士会への文書発信について
- 13 土地家屋調査士試験受験者拡大を目的とした広報活動について
- 14 登記所備付地図作成作業の新たな10か年計画(案)の検討に係る情報収集について
- 15 土地家屋調査士の業務情報公開システムの制度設計について
- 16 平成25年度における日調連親睦ゴルフ大会の実施について
- 17 図書等頒布特別会計で取り扱っている業務関係図書等の在庫整理について

20日～21日

第1回全国ブロック協議会会長会

各副会長、専務理事、各常任理事、各ブロック協議会会長出席

＜協議議題＞

- 1 第1回全国会長会議の運営等について
- 2 特別研修の運営等について
- 3 役員選任規則第2条第2項に係るブロック協議会ごとに選出すべき理事・監事の数について
- 4 重点事業の実施状況と今後の取組みについて

第1回全国会長会議の運営及び協議事項について意見交換を行う。特別研修については現状と今後の対応について説明を行う。役員選任規則第2条第2項については、過去の経緯及び次回の役員改選のブロック協議会からの推薦理事、監事について連合会方針を述べ意見交換を行う。

21日

第8回国際地籍シンポジウムに関する打合せ

各副会長、専務理事、各常任理事出席

第8回国際地籍シンポジウムについて、各担当の役割分担について打合せを行う。

民主党臨時党大会

民主党臨時党大会に招待を受け出席した。各候補者の立会演説は熱のこもった演説であり魅了された。その後行われた議員及び議員による選挙を会場内で拝見し、結果、野田代表が再選された。

23日

美濃勉先生黄綬褒章受章記念祝賀会

信吉京都会会長の下、近畿ブロック協議会から大勢の会員そして関係者の出席があり、盛大に開催されました。祝宴では尺八と箏曲の演奏の後、祝い樽により鏡開きが行われ、盛会裏に終了されました。

26日

三日月大造議員「『三日月大造君と“元気な日本”をつくる会』第5回朝食勉強会」

国政報告を拝聴した。三日月議員は滋賀県選出で滋賀県政治連盟とも懇意にしているとのことでした。

27日

新民事局長への表敬訪問

各副会長、専務理事同席

深山卓也氏が新民事局長に任命されました。深山局長は平成8年司法法制部長の任におられたことがあります。原優前民事局長は東京高等裁判所部総括判事に任じられました。長期にわたり民事局におられ、不動産登記制度並びに土地家屋調査士制度の発展にご尽力を頂き感謝を申し上げたいと存じます。

第2回制度対策戦略会議

関根・志野・林・岡田各副会長、竹谷専務理事出席

今後の戦略会議の在り方また議論すべき課題について協議を行った。その中で次回は法改正PTから中間報告を受けた中の今直面している課題について協議を進めることとした。

28日

平野達男復興大臣を表敬訪問

関根副会長、竹谷専務理事同席

表敬訪問に伺い、土地家屋調査士が行う復興に際しての取組みについて説明を行うとともに、今後

の復興に際して、避難されている方々の空き家になっている建物の状況等の説明を受け、今後の建物として存続することが可能かとの相談を受ける。場合によっては、その調査を依頼されることもあるかもしれない。

10月3日

西野あきら議員「2012年西野あきら君を囲む飛翔フォーラム21」

竹谷専務理事同席

国政報告を拝聴した。

4日

保岡興治前議員「保岡興治モーニングセミナー」

前自由民主党土地家屋調査士議員連盟会長である保岡先生の近況報告を拝聴した。

第8回正副会長会議

各副会長、専務理事、加賀谷総務部長出席

<協議事項>

- 1 平成24年度第3回理事会審議事項及び協議事項の対応について

4日～5日

第3回理事会

各副会長、専務理事、各常任理事、各理事、各監事出席

<審議事項>

- 1 平成25年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則の一部改正(案)について
- 3 第8回土地家屋調査士特別研修における基礎研修の教材について
- 4 ADR担当者会同WEB会議の開催を各ブロック担当者会同出向に変更することについて

<協議議題>

- 1 平成24年度第1回全国会長会議の運営等について
- 2 暴力団排除条例と土地家屋調査士業務の関連について
- 3 平成25年度における日調連親睦ゴルフ大会の実施について
- 4 図書等頒布特別会計で取り扱っている業務関

係図書等の在庫整理について

- 5 平成25年度土地家屋調査士新人研修について
- 6 土地家屋調査士会への海拔表示板設置事業に関する企画提案について
- 7 土地家屋調査士が保有する業務情報の公開システムの制度設計について
- 8 懲戒処分の情報公開(会報、ホームページ等)について

8日

小林庄次君の黄綬褒章受章を祝う会

國吉東京会会長が発起人となり、東京会会員、関

東ブロック協議会、並びに全国から多くの会員の出席のもと、盛大に開催されました。受章者の小林先生らしく、来賓及び来会者はすべて土地家屋調査士でありました。

14日～15日

第29回中部ブロック協議会親睦ゴルフ愛知大会
中部ブロック協議会親睦ゴルフ愛知大会に参加をさせていただきました。中部ブロック協議会の結末の固さを垣間見ました。当日は天気にも恵まれコースも素晴らしい中、スコアは、いつものとおりでした。有難うございました。



土地家屋調査士の本棚

3.11 大震災の記録

中央省庁・被災自治体・各士業等の対応

震災対応セミナー実行委員会 編

内 容

3.11東日本大震災において、中央省庁・被災自治体職員、自衛隊、警察、消防職員、各士業、保険会社等がどう立ち向かったのかの記録。日本土地家屋調査士会連合会の取組についても紹介されている。

- 第1編 中央省庁の対応
- 第2編 被災自治体の対応
- 第3編 各士業・保険業界等の対応

第6章 日本土地家屋調査士会連合会の対応

資料編 自治体アンケート



A5判 843ページ

定価(税込) 9,500円

発刊元：株式会社 民事法研究会

発行日：平成24年7月11日

発行・販売 株式会社 民事法研究会 <http://www.minjiho.com/>

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16 電話：03-5798-7257 (営業部) FAX：03-5798-7258

インターネット書店もしくはお近くの書店にてお買い求めください。

震災地からの復興と公益事業について

福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
常任理事 関口 和洋

あの震災から早1年6か月(寄稿時)となりましたが、復興の歩みの遅さは政府の能力と明らかな相関関係があるようです。

そのような中、被災地にある各公嘱協会の社員各位が自ら被災しながら復興事業支援者として、公嘱業務を通して地域の復興に尽力されていることに敬服いたします。

福島協会においても、復興のための公益性のある事業として以下の業務を受託し、社員が奮闘しているところ です。

- 倒壊建物の職権滅失登記のための現地調査作業
- 不動産登記法第14条第1項地図区域での大規模地殻変動に起因する境界変動調査作業
- 各市町村が行う危険建物等の公費解体のための現況調査作業や、インフラ復旧のための境界調査作業

これらの業務は、当協会が移行を目指す公益社団法人が行う公益事業としては、当然に行わなければならないものですが、土木・建設業界が行うライフライン及びインフラの補修・整備工事や建築物の工事なども、復興のための立派な公益事業であるといえます。見方を変えれば官からの発注による事業なら、どの業界が行おうが公益性があるといえます。



損壊調査

そしてこのような中で、我々はより崇高な公益事業として何ができるでしょうか。

我々は、これまで行ってきた土地家屋調査士法第64条業務(公益法人として行うべき事業の3本柱の1本目たる法定事業)や、地図の作成・整備等業務(2本目たる関連事業)に対しては大きな公益性を感じておりますが、これらは受動的な業務であり、公益法人としての存在意義には、これに加えて3本目たる自主事業として「不特定多数の者の利益の増進」になる事業を能動的に行うことが求められます。“これに加えて”というよりは、むしろこの自主事業の部分が、公益法人として継続していく上で重要になるようです。

震災被災地が一刻も早く復興するために行うべきことに、明確な公益性があろうが無かろうが、不特定多数であろうが無かろうが区別をする必要はない、と個人的には思います。事実、震災後間もない頃は、当協会の社員の中には自発的に支援物資運搬や、瓦礫処理、原発事故による汚染物質除去作業等のボランティア活動に携わった社員が多くいました。

これらの活動は、福島協会の事業として行われたものではありませんが、今後は公益法人を目指す団体として、復興のための、あるいはそのほかの公益性のある自主事業実施のために公益法人の社員として、常に社会貢献の精神を持ちながら事業に取り組んでいくことが求められると思います。

どうか今後も各公嘱協会所属の社員各位が各協会でのこのような事業に対し、ご協力いただけますようお願いし、また各土地家屋調査士会組織のご支援ををお願い申し上げます。

今後の会議予定

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 10月3日 | 第2回監査会 |
| 10月3～4日 | 第5回理事会 |
| 10月5日 | 四国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会 |
| 10月21日 | 関東ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会 |
| 11月1～3日 | 平成24年度地図作成総括責任者養成講座B講座 |
| 11月12～13日 | 平成24年度第1回研修会 |
| 2月19～20日 | 平成24年度第2回研修会 |

私たちも入っています

埼玉会 池田成男様ご家族



埼玉会の池田成男です。土地家屋調査士国民年金基金の加入については、同じく土地家屋調査士である妻の父から『自営業者は、会社員や公務員のように厚生年金や共済年金がもらえるわけではないので、自分で選んで、老齢期のことを考えなくてはいけないから検討してごらんさい。』と、パンフレットを渡されていました。

ですが、開業当初は正直なところ、そこまで気持ちが回らずほぼ1年間ほったらかしの状態でした。そして昨年度末、自分で初めて確定申告のために帳簿をつけてみました。すると生命保険料などの控除額は、支払った額にかかわらず上限が決められていることを知り、その時、年金基金のパンフレットでみた『支払額の全額に社会保険料控除が認められる』ということのメリットが自分の中で意識されました。

しかし、開業してまだ1年ほどで長期的な収入や将来の仕事の状況なども手探りの状態でしたので、ためらう気持ちもありました。ですが、掛金を掛口数の変更により増減できるので、まずは最低掛口数からの加入、将来的には掛口数を増やしていけばいいという考えから加入を本格的に検討しました。

すると、現在『加入員ご紹介キャンペーン』の期間中で、加入者を紹介すると加入奨励金がいただけるとのこと。また自分と妻の誕生日が迫っている状態で、年齢が上がることで掛金も上がってしまうこともあり、妻にも加入を勧め、夫婦そろって加入を決めました。

その後は手続きも迅速にさせていただき、無事誕生日を迎える前に加入することができました。

また、頂いた加入奨励金の使い道はまだ決めておりませんが、家族の思い出に残るような何かに使いたいと思います。

土地家屋調査士国民年金基金は支払額の全額が社会保険料控除に認められるとのことで、税金の計算上大きなメリットになること。また、将来の受取額も公的年金控除が認められているので、老後の節税対策から考えても有利だと思います。さらに、掛け捨てではないので、貯金感覚で続けられ、しかも死亡保障があり、いざというときには妻や子供達のためになると思います。これからもだんだんと掛口数を増やしていけたらと思います。

コピーしてお使いください。

加入員紹介状

平成 年 月 日

下記の方の紹介により、加入いたします。

○ 紹介者	
所属県会	
所属支部会	
氏名	
住所	〒
電話番号	()

○ 加入申出者	
氏名	
住所	〒
電話番号	()

○紹介料のお支払いは、加入される方の初回掛金引落とし確認後となります。

**基金に未加入の土地家屋調査士、
ご家族、補助者をご紹介下さい
加入拡大キャンペーン実施中です！**

加入勧奨協力費は新規加入員1人につき20,000円です。

お問い合わせ、
ご相談はお気軽に

〒112-0013 東京都文京区音羽1丁目15番15号
シティ音羽2階205号
電話 (03)3943-9691(代)
フリーダイヤル (0120)145-040

9月

19日

第7回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成24年度第4回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

19日～20日

第4回常任理事会

<審議事項>

- 1 平成25年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則の一部改正(案)について
- 3 特別研修受講促進パンフレットについて
- 4 第8回土地家屋調査士特別研修の基礎研修について
- 5 ADR担当者会同WEB会議の開催を各ブロック担当者会同出向に変更することについて

<協議事項>

- 1 平成24年度第1回全国ブロック協議会会長会同の運営等について
- 2 平成24年度第1回全国会長会議の運営等について
- 3 登録事務における退会と業務廃止の取扱いについて
- 4 暴力団排除条例と土地家屋調査士業務の関連について
- 5 筆界特定手続と土地家屋調査士会ADRとのよりよい連携について
- 6 CPD制度規則等のホームページ(会員の広場)への掲載について
- 7 土地家屋調査士専門職能継続学習の情報公開に関する細則第2条に基づく情報公開について
- 8 平成25年度土地家屋調査士新人研修について
- 9 研修ライブラリの改修について
- 10 第8回特別研修の受講者募集及び協力員候補者の推薦について
- 11 会報の原稿料について
- 12 海拔表示板設置事業に関する土地家屋調査士会への文書発信について
- 13 土地家屋調査士試験受験者拡大を目的とした広報活動について
- 14 登記所備付地図作成作業の新たな10か年計画(案)の検討に係る情報収集について
- 15 土地家屋調査士の業務情報公開システムの制度設計について
- 16 平成25年度における日調連親睦ゴルフ大会の実施について
- 17 図書等頒布特別会計で取り扱っている業務関係図書等の在庫整理について

20日～21日

第1回全国ブロック協議会会長会同

<議題>

- 1 第1回全国会長会議の運営等について
- 2 土地家屋調査士特別研修の運営等について
- 3 役員選任規則第2条第2項に係るブロック協議会ごとに選出すべき理事・監事の数について
- 4 重点事業の実施状況と今後の取組みについて

24日

第3回業務受託環境整備PT(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士法人等が受託した業務に係る現地調査と情報収集について

第6回業務部電子会議

<協議議題>

- 1 改訂版土地家屋調査士調査・測量実施要領の内容について
- 2 コンプライアンス・プログラム改訂版の内容について
- 3 復興増税に関する附録第9号に変更について
- 4 筆界特定制度推進委員会及び日調連ADRセンターと民事第二課との意見交換会について

26日

第8回国際地籍シンポジウム実行委員会(第3回)

<協議事項>

- 1 プログラム・論文集及び記録集の作成等について
- 2 名札カードの作成について
- 3 受付方法及び同通レシーバーの受渡しについて
- 4 国際地籍学会総会の議題及び資料について
- 5 運営マニュアルについて

27日

第2回制度対策戦略会議

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士法改正検討プロジェクトチーム「中間報告書」の取扱いについて

第3回地図対策室会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 不動産登記法第14条地図作成作業に係る解説書の作業項目に沿った積算基準について

28日

第4回総務部会(電子会議)

<協議議題>

- 1 平成24年度第1回全国会長会議の運営等について
- 2 懲戒処分の情報公開(会報、ホームページ等)について
- 3 九州地方の大雨(平成24年7月上旬)による会員の被害状況報告への対応について
- 4 平成24年度総務部事業計画(案)に基づく執行計画について
- 5 暴力団排除条例と土地家屋調査士業務の関連について

10月

4日

第8回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成24年度第3回理事会審議事項及び協議事項の対応について

4日～5日

第3回理事会

<審議事項>

- 1 平成25年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則の一部改正(案)について
- 3 第8回土地家屋調査士特別研修における基礎研修の教材について
- 4 ADR担当者会同WEB会議の開催を各ブロック担当者会同出向に変更することについて

<協議事項>

- 1 平成24年度第1回全国会長会議の運営等について
- 2 暴力団排除条例と土地家屋調査士業務の関連について
- 3 平成25年度における日調連親睦ゴルフ大会の実施について
- 4 図書等頒布特別会計で取り扱っている業務関係図書等の在庫整理について
- 5 平成25年度土地家屋調査士新人研修について
- 6 土地家屋調査士会への海拔表示板設置事業に関する企画提案について
- 7 土地家屋調査士が保有する業務情報の公開システムの制度設計について
- 8 懲戒処分の情報公開(会報、ホームページ等)について

第3回理事会業務監査

5日

第2回特定認証局運営委員会

<審議事項>

- 1 日調連特定認証局更新認定に係る規程等の承認について

<協議事項>

- 1 受付審査支援システムの改修について
- 2 Eメールマンスリーについて
- 3 鍵更新及び暗号アルゴリズム移行の検討について

第2回研究テーマ「情報公開」会議

<協議事項>

- 1 平成24年度の研究所研究テーマ「情報公開システムの研究の第一段階としての基盤情報の整理」について

9日～10日

第4回業務受託環境整備PT会議

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士法人等が受託した業務に係る現地調査と情報収集について
- 2 一般競争入札に係る業種区分について
- 3 平成25年度事業計画(案)について

10日

第3回編集会議

<協議事項>

- 1 「事務所運営に必要な知識」について
- 2 完全復元伊能図全国巡回フロア展の取材について
- 3 11月号の編集状況について
- 4 12月号～2月号の掲載記事について
- 5 会報表紙に使用する写真について
- 6 平成25年度の会報見積条件について
- 7 「地名散歩」の連載継続について
- 8 「ちょうさし俳壇」について
- 9 制度広報用パンフレットの更新及び制度広報用グッズの作成等について

11日

第5回社会事業部会(電子会議)

<議題>

- 1 第1回全国会長会議への対応について

12日

第2回オンライン登記推進室会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 オンライン登記申請の更なる促進に向けた法務省及び関係省庁への提言等について
- 2 オンライン登記申請のために必要なツールの精査、改善について

復興大臣表敬訪問

本年9月28日に、全国土地家屋調査士政治連盟(全調政連)・横山会長の取り計らいで、復興庁に平野達男復興大臣を表敬訪問しました。連合会からは竹内会長、関根副会長、竹谷専務理事が、全調政連からは横山会長、小沢幹事長が出席されました。

連合会事務局



Yahoo!ニュースへの広告掲載及び 土地家屋調査士の日特設ページについて(報告)

連合会広報部では、平成24年の「土地家屋調査士の日」(7月31日)の広報活動の一環として、Yahoo!ニュースへの広告掲載を行うとともに連合会ホームページに土地家屋調査士の日特設ページを開設いたしました。

Yahoo!ニュースへの掲載につきましては、掲載した初日から連合会ホームページへの来場者が大幅に増え、また、同期間において、クイズのヒントのページ(「土地家屋調査士とは?」のページ)も3番目に閲覧が多い結果となったことから、土地家屋調査士やその制度についての広告効果があったことを確認しました。

また、閲覧する経緯についても、Yahoo!ニュースを経由している人が多かったことが分かりました。応募者数は558人、うち全問正解者は510名でした。全問正解者の中から、抽選の上、3名に賞品としてiPadを送付し、その他の応募者全員に、地識くんステッカーを送付しました。

※ iPadは、Apple Inc.の商標です。

連合会広報部



土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成24年9月 3日付
東京 7753 船越 公雅 千葉 2117 江原 慶
茨城 1426 東ヶ崎光章 群馬 1009 清水 敏晶
静岡 1734 水嶋 啓貴 静岡 1735 杉本 守
兵庫 2405 中西 隆博 広島 1836 岩元 賢司
山口 947 桑田 貴昭 岡山 1359 坂本 修一
宮崎 783 檜下 真人 沖縄 483 池原 祐治

平成24年9月10日付
東京 7754 夏野 典子 大阪 3167 沖津 実郎

平成24年9月20日付
東京 7755 坂 満 東京 7756 井上 智義
埼玉 2516 石川 啓司 埼玉 2517 橋本 貴雄
山口 948 堀家 徹

埼玉 2180 尾内 松夫 千葉 1556 埜崎 雅且
千葉 1917 福沢 颯 千葉 1993 林 省吾
栃木 646 桜井 基雄 栃木 700 小野 隆
長野 2542 佐々木英二 新潟 1585 関川 純一
新潟 1671 菊池マチ子 大阪 1141 栗林 正史
大阪 1747 増田 尉男 兵庫 1270 新宮 敬治
兵庫 1690 西川 浩延 奈良 145 戸川 三郎
奈良 187 中西 慶司 滋賀 144 高尾 稔
和歌山 399 榎 雅弘 福井 150 戸田 元
青森 710 須藤 耕一 札幌 894 行徳 利雄
札幌 920 脇 邦彦 香川 396 宮本 実
徳島 374 井内 久巳

登録取消し者は次のとおりです。

平成24年5月29日付 埼玉 969 川合 兵英
平成24年7月17日付 茨城 631 小坏 稔
平成24年8月 1日付 静岡 1540 佐野 將之
平成24年8月 5日付 富山 22 田中 清隆
平成24年8月10日付 岩手 671 高橋 信夫
平成24年8月11日付 熊本 988 齊藤兎紀夫
平成24年8月14日付 長野 953 太田 正人

平成24年9月 3日付
東京 7677 築添 徹也 神奈川 522 生天目 秀
千葉 1117 堤 康治郎 千葉 1289 安保 省吾
兵庫 1425 宮脇 克己 福岡 1576 緒家 雅男
長崎 477 藤井 嘉人 愛媛 489 戸田 稔

平成24年9月10日付
神奈川2067 白川 光世 静岡 658 広原 昌一
岐阜 1030 今尾 弘幸 佐賀 275 田久保好範

平成24年9月20日付
東京 6354 大塚 守章 東京 6691 小倉 正辰
東京 6713 今西 敬昌 東京 6799 石井 光一
東京 6964 高橋 良憲 東京 7586 染谷 慎一
神奈川2485 市川 壽臣 埼玉 236 加藤 東吾

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成24年9月 3日付 島根 479 丸山 成実
平成24年9月10日付
千葉 1884 松久 修 群馬 857 堀越 義幸
群馬 995 白川 直樹

告知板



土地家屋調査士新人研修修了者

平成24年度土地家屋調査士新人研修(関東ブロック協議会)の修了者は以下のとおりです。

東京会(54名)

三浦 勝	江 英彦
戸川 勝寛	鈴木 力衛
長岡 彰	小野 桂典
原田 盛比古	腰越 正之
三宅 浩太	輿水 城治
三谷 尚彦	橋口 和哉
森下 恭光	塚本 欣也
地主 広利	足立 啓明
関 正充	前原 秀一
小林 義昌	別所 孝志
塩野 健一	木塚 和人
横山 宏	平良 真吾
小池 恒雄	中村 咲子
村岡 隆	丸岡 郁志
篠崎 英樹	関 京子
鈴木 千誉	深堀 伊和夫
星 力三	妹尾 祐介
田中 磯次	大城 俊幸
黄本 範子	辻 省吾
坏 英樹	田中 陽一郎
五味 貞幸	松浦 竜之介
伊藤 聖之	緒方 将基
町田 智基	野村 直樹
塩野 麻里	川野 巖夫
内山 晋樹	小林 繁
渋谷 暢彦	丸山 宗一郎
山口 雅史	伊藤 源司

神奈川会(17名)

坂口 寿	逆井 健自
三橋 直人	石原 隆弘
芦川 暁	二宮 竹弘
會田 安好	松田 鉄之助
石崎 裕	花澤 俊幸
三枝 慎一郎	山口 信夫
河田 明成	佐伯 卓郎
小川 将仁	松本 龍平
新井 祥司	

埼玉会(12名)

染谷 和良	金子 孝
藤田 一弘	小川 哲也
山田 力	志岐 知恵
濱田 輝夫	松本 淳
五十川 達郎	福田 知幸
廣瀬 勝輝	蓮見 収栄

千葉会(13名)

児玉 一人	志村 雅章
作田 一臣	大塚 智則
矢野 秀典	川島 敦
金子 裕二	佐瀬 穂高
實川 恵也	片岡 貞喜
渡辺 悟	片野 友和
村永 章	

茨城会(11名)

笹原 潤	森本 力
小貫 明	宇都木 誠
鈴木 大輔	石川 直樹
塚田 昌英	海老原 光和
黒沢 善恒	柳田 直樹
大森 聡	

栃木会(4名)

永田 智也	佐藤 英樹
池田 務	瀬野 尾勉

群馬会(5名)

関本 雅弘	福島 神人
岡 尚志	築瀬 勝
清水 政郎	

静岡会(18名)

清水 謙次郎	木宮 博樹
井口 忠雄	清 正和
駒木 大輔	小林 大剛
加藤 純平	鈴木 東洋
佐野 憲太郎	保坂 達教
長谷川 角弥	松井 孝倫
永井 浩司	八木 安広
宮本 稔	佐原 大介
水嶋 啓貴	杉本 守

山梨会(2名)

望月 将仁	志村 勝
-------	------

長野会(9名)

等々力 岳夫	川上 昌哉
松島 仁	成田 永
伊藤 淳雄	北條 誠治
郷津 直文	畔上 豊
原 寛志	

新潟会(5名)

中村 有喜	櫻井 文人
大島 梶之	相馬 幸博
飯原 浩一	

(順不同・敬称略)
計150名

第8回土地家屋調査士特別研修の開催について

標記特別研修を下記日程で開催します。受講者募集は平成24年10月9日から開始しております。

1 日程

基礎研修	平成25年2月9日(土)から11日(月)までの3日間
グループ研修	平成25年2月12日(火)から3月14日(木)の任意の15時間
集合研修	平成25年3月15日(金)、16日(土)の2日間
総合講義	平成25年3月17日(日)
考査	平成25年4月6日(土)

2 会場

各地(ただし、グループ研修のみグループごとに開催します。)

3 受講対象者

- ① 土地家屋調査士会員(会員)
- ② 土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者(有資格者)

4 受講料

- (1) 新規受講：特別研修を新規に受講する者

【費用】 ① 会員 8万円
② 有資格者 10万円

- (2) 再受講：下記のA・Bのいずれかに該当する者

【費用】 再受講 4万円

- A 過去5回の特別研修(第3回から第7回)のいずれかにおいて、「基礎研修から総合講義までの全課程を終了できなかった者」又は「課題を提出していない者」(第6回特別研修を新規受講した者のうち、東日本大震災の影響で受講を辞退した者を含む。)
- B 第1回又は第2回特別研修の修了証明書を保持する者であっても、土地家屋調査士法第3条第2項第2号の認定を受けていない者

- (3) 聴講・再考査：下記のA・Bのいずれかに該当する者

【費用】

- ① 聴講 3万円(考査の受検+教材+グループ研修を除く講義への視聴)
- ② 再考査 ア 教材有 3万円(考査の受検+教材)
イ 教材無 2万円(考査の受検)

- A 過去5回の特別研修(第3回から第7回)の修了証明書を保持する者又は発行見込みの者のうち、土地家屋調査士法第3条第2項第2号の認定を受けていない者(第6回特別研修の聴講・再考査申込者のうち、東日本大震災の影響で受講を辞退した者を含む。)

※この取扱いについては、修了証明書の交付を受けた日から5年以内に開始される特別研修について適用するところから、第1回又は第2回特別研修の修了証明書の保持者については、その適用がされず、再受講の申込みが必要となりますので、ご注意ください。

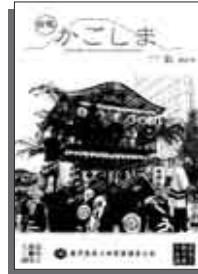
- B 第7回特別研修において、基礎研修から総合講義までの全課程を終了し、かつ課題を提出した者
(連合会研修部)



鹿児島会

「会長あいさつ」

会長 谷口 正美



『会報かごしま』第82号

異常気象と言われ続け、今年も全国的に猛暑に見舞われておりますが、会員の皆様におかれましては、益々ご健勝のことと心よりお喜び申し上げます。また、日頃より本会の会務執行にご理解、ご協力をいただき、役員を代表して感謝申し上げます。

さて、5月18日に開催いたしました平成24年度定時総会で、会員の皆様の本会への帰属意識の高揚及び会務運営の活性化を図るために、本会発足当初から実施してきた代議員制による総会(本会以外では東京会のみ)を止め、全会員による総会に移行することを決議いたしました。また、選挙権を行使できる者を、選挙が行われる総会に出席している調査士会員といたしました。来年度からは会員全員が出席できる総会となりますので、会員皆様のご出席をお願いいたします。

ところで、安心安全な社会の構築が求められている今日、私たち土地家屋調査士は、専門家として、また社会に役立つ資格者として、この構築活動に積極的に参画しなければならないと、考えております。そのためには、

1に組織としての財政基盤を整備する。

2に安定した土地家屋調査士業

務の運営を確立する。

3の土地家屋調査士制度の認知度の向上を図るための広告活動として、災害基本協定の締結・境界問題相談センターかごしまの地域事前相談の実施及び、市民に向けた講演会の開催や教育機関への寄附講座などの社会貢献活動を拡大すること、並びに「会報かごしま」を社会に向けた広報誌として関係省庁及び図書館などへ広域頒布すること。

以上3項目を事業方針として、各部及び各委員会が活動しております。

その内の災害基本協定について、県下各市町村との災害協定締結を東日本大震災以前から進めており、昨年1月17日に伊佐市、5月18日に霧島市、10月3日に始良市、本年2月17日に湧水町と「災害時の応急対策の協力に関する基本協定書」を締結いたしました。この災害時の応急対策等の内容は、①災害時の登記・境界関係相談所の開設。②災害時における家屋被害認定調査に関する協力。③公共施設等の被災状況の調査。④公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元などとなっております。

東日本大震災を被災され復旧復

興の陣頭指揮を執られている宮城県土地家屋調査士会の鈴木会長が、全国各地で、大災害に関して「事前に何をしておけば良いでしょうか?」という質問をいただくことが多いです。しかし、どんなにお伝えしても、埋められない部分があります。それは、被災には各々特異性があるからです。東日本大震災と阪神・淡路大震災とは、被災面積が違います。原発問題の有無が違います。大津波の有無が違います。被災地域の人口集積と主要産業が違います。気候が違います。国の姿勢が違います。それを埋めるのはイマジネーションです。私たちの話や報道を聞いて、それが自分の地域に起こることを想定してください。津波が絶対に来ないところでは今回の大津波の事例は役に立たない部分かも知れません。でも困ることを想定して、その場合具体的にどうするか考えておくことがとても重要な対策になります。

- ① 運転している最中に大地震に遭ったらどうするか
- ② 寝ている間に大地震に遭ったらどうするか
- ③ 仕事に大地震に遭ったらどうするか
- ④ 3日間家族と連絡がつかなかったらどうするか
- ⑤ 4日間電気が止まったらどうするか
- ⑥ 7日間あらゆる店が閉まって何も買えなかったらどうするか
- ⑦ 10日間水が止まったらどうするか
- ⑧ 14日間ガソリンが無かったらどうするか
- ⑨ 30日間ガスが止まったらどうするか
- ⑩ 家が潰れたらどこに避難するのか

- ⑪家が無くなって家族と連絡が取れなかったら、どこで落ち合うのか
- ⑫通院中の病院が潰れたら持病の薬はどうするか
- ⑬介護中の家族の介護の継続はどうするか
- ⑭事務所の貴重なデータはどうするか
- ⑮調査士会会長始め役員の大半が亡くなったらどうするか

様々な想定をしてください。何が困るか考えてください。これらが具体的に想定できれば、それぞれ対策が立てられるのです。この当たり前のことが何故できないのでしょうか。それは全国の皆さんが、まだ他人事だと思っていることです。自分の身に降りかかると本気で思わないと防災対策はできません。と言っておられます。

鹿児島島のシンボル桜島は、ほぼ100年前の大正3年(1914年)1月に大噴火を起こしました。この時の噴煙は上空8000キロまで昇り、遠くカムチャッカ半島まで灰を降らせ溶岩で大隅半島と陸続きになりました。桜島に設置されている京都大学火山活動研究センターは、現在のマグマの蓄積量は大正大噴火時の約9割近くまで達しているとみられ長期的な活発化へ向かっている状態であると指摘しています。また、過去の大噴火を調べると、文明大噴火(1471年)、安永大噴火(1779年)、大正大噴火(1914年)の記録があり、大噴火の周期も短くなってきています。近年の桜島の噴火回数を列挙すると、2008年は80回であったものが、2009年には755回、2010年には1026回、2011年には1355回、今

年は8月20日現在で827回(鹿児島地方気象台発表)と昨年を上回る勢いで火山活動が活発化しています。万が一、桜島が大噴火するとマグニチュード7程度の直下型地震が発生し、火山灰は鹿児島市で1~2m、福岡市でも40cm程度積もると予測されており警戒を促されています。近い将来、桜島が大噴火することは想定外のことではありません。自分の身に降りかかると本気で思っただけで防災対策を行わなければなりません。

終わりに、東日本大震災からの復旧・復興へ向けたあらゆる方面への協力の必要性ということをも含めて、私たち土地家屋調査士はどのようにしてこれからの社会に対して役立つ存在であり続けるのかということを中心に会員の皆様と考えながら前に進みたいと思います。

編集後記

新蕎麦(新そば)

蕎麦通からは「そば」を「蕎麦」と表現するのは、蕎麦粉を使っていない「中華そば」や「焼きそば」と区別するため、かつて「沖縄そば」という書き方にクレームがついたこともあると教えられました。

「蕎麦」なのか「そば」なのかの話は横に置きまして、11月の今頃になりますと、ここ仙台では隣県から「新そばの季節になりました。そば祭りが開催されています。」とお誘いの声が聞こえてまいります。

私の別の目的は新酒ですので、近くの山形県にお邪魔することが多くなってしまいます。そばの種類も板そば、山形そば、天童そば、紅花そばなどいくつも種類があり、それぞれのお店で独自の味で楽しめます。不思議なことに、多くのそば屋さんの品書には、いろいろなそばの名前に混じって、いくつかのラーメンが書いてありますし、違和感なく「そば」と「ラーメン」が注文され食べられています。

資料を見ましたら、山形市民の一人当たりの「中

華そば」への支出は日本一で全国平均の2倍を超えているとの記載があり、納得いたしました。冷しラーメンも絶品で好きですが、これらについての紹介は別の機会とさせていただきます。

私は、口あたりの良さから田舎そばよりは更科が、十割よりは二八が好きです。

注文した新そばが出てくるのを待つ間に、左利きとしてはニシンやそばの実なめこや揚げ茄子おろしをあてにして、冷やの盛切の新酒によべれます。昼のお酒ですので効きますが、優越感に浸れます。天ぷら蕎麦のかき揚げを肴にいただくのも美味しいです。

それを蕎麦通に話したら、蕎麦の味を壊すので天ぷらは天ぷら屋で食べる、蕎麦は出汁のきいた醤油味か塩、あるいは冷たい水で食べるものだと叱られてしまいました。この秋はこの友人には声をかけないで出かけることにいたしますが、皆様には「新酒と新そばはいけますよ。」と、お勧めいたします。

広報部次長 岩瀬正知

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 竹内 八十二

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

知っておきたい!

電子証明書

ICカードの

アレやコレ



すべての会員の方

利用申込時は、次の点にご注意ください。

- ・「住民票の写し」は、交付された証明書そのものをお送りください。コピーは不可です。
 - ・利用申込書の実印欄には、**印鑑登録証明書の印影と同一の印鑑**で押印してください。
 - ・電子証明書の発行料金等(10,000円+振込手数料)の振込がされたことを示す振込明細書等のコピーをお送りください。(インターネットバンキングの場合は、確認画面等を印刷したもので差し支えありません。)
- ※詳しい内容につきましては、同封の利用申込方法等の書類をご覧ください。

電子証明書(ICカード)の発送は、毎月2回行われます。

日調連特定認証局では、利用申込者に対する電子証明書(ICカード)の発送を毎月2回(15日及び25日の前後)行っています。

電子証明書(ICカード)の受取りは、郵便局の窓口となります。

電子証明書(ICカード)は、本人限定受取郵便(基本型)で送付されます。ご自宅(住民票上の住所)に、到着通知書が届けられますので、郵便局の窓口でお受け取りください。

電子証明書(ICカード)の有効期限を迎えられる方

お申込みは、お早めに。

有効期限が到来する3か月前頃に、日調連特定認証局から、有効期限到来のご案内と電子証明書利用申込書を送付いたします。引き続き利用を希望される場合は、**有効期限到来の1か月半前までに必要書類をそろえてお送りください。**

利用申込書が届いてすぐにお申込みをいただいても、有効期限到来の2週間～1か月前くらいに電子証明書(ICカード)の発行がされます。

日調連ホームページ(日調連認証局(電子証明書))にある、「よくあるご質問、お問合せ」も併せてご覧ください。
電子証明書(ICカード)の発行や失効、オンライン登記申請に関するQ&Aを掲載しています。



ご注意ください!

こんなとき、電子証明書(ICカード)は失効になります!

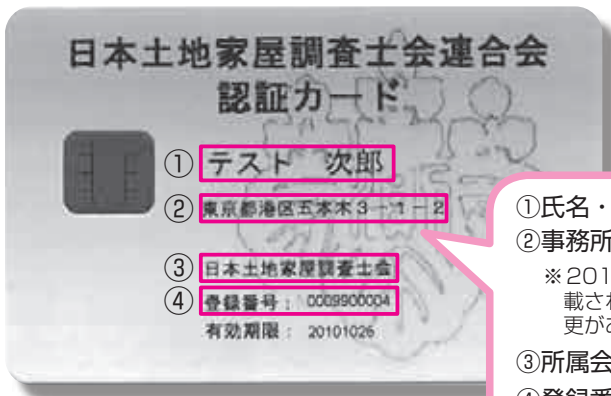


●電子証明書の記載事項に変更が生じた場合

日調連特定認証局では土地家屋調査士名簿の**所属会、登録番号、氏名・職名・日本名、事務所所在地**が変更されたことを確認した時点で、電子証明書の失効手続を行います。登録事項変更の手続を行う際に、日調連特定認証局にもご一報いただけますと、新しい電子証明書の発行を円滑に行うため、あらかじめ「電子証明書利用申込書」をお送りできる場合もございますので、ご連絡をお願いいたします。

※事務所所在地の変更につきましては、**2010年(平成22年)3月31日までに発行された電子証明書が失効の対象**となります。対象となる電子証明書の券面には、事務所所在地が記載されています。

※市町村合併や住居表示変更、建物名等変更等、移転を伴わない変更であっても、**土地家屋調査士名簿に記載されている内容に変更が生じれば失効の対象**となります。



電子証明書の券面に記載されている内容に変更が生じた場合が失効の対象です。

- ①氏名・職名・日本名
- ②事務所所在地
※2010/3/31までに発行した電子証明書に記載されています。記載がなければ、登録事項変更があっても、そのままご利用になれます。
- ③所属会
- ④登録番号



●こんなことにも注意!

- ①電子証明書を受け取ったら、すぐに受領書を返信してください!
 - ・電子証明書の発送から30日以内に受領書の返信がない場合、失効となります。
- ②PIN (パスワード)の管理にご注意ください!
 - ・日調連特定認証局でPINの確認や再発行はできません。
 - ・PIN封筒の印字は経年変化により薄くなり、読み取れなくなることがあります。
 - ・PINを誤って連続15回以上入力した場合、ロックがかかり利用できなくなります。

★電子証明書を再度発行するには?

連合会ホームページに公開している「電子証明書失効申請書」に必要事項を記入の上、日調連特定認証局あてに郵送してください。失効後、新しい電子証明書を発行するための「電子証明書利用申込書」をお送りします。

※再度発行するには、新規発行と同じ手続が必要です。

※発行手数料として、10,000円(税込)+振込手数料の費用負担をお願いしています。



広報キャラクター
「地識くん」